

洞門授戒会作法成立の一考察

菅原研州

一、はじめに

本論は、曹洞宗における最大の教化行持である「授戒会（禅戒会・戸羅会）」の作法の成立について検討したものである。

既に、授戒会について、特にその成立や作法について扱ったものとしては、以下のような先行研究が知られている。

- ・田島柏堂「洞上戸羅会の成立とその展開」
- ・曹洞宗宗務庁『授戒会の研究』

右の二本においては、授戒会の成立や、作法の比較などは論じられているけれども、作法の成立の詳細は論じられ

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

ていない。また、洞門における両祖の時代から、中世への移行期に関する指摘としては、以下の一本が知られている。

- ・佐久間賢祐「日本曹洞宗初期禅戒の相承について」

右は、永平道元（一一〇〇～一一五三）将来『仏祖正伝菩薩戒作法（以下、『菩薩戒作法』と略記）』及び仏祖正伝菩薩戒が、中世に至るまでどのように相承されていたか、峨山派就中太源派の梅山聞本（？～一四一七）の撰とされる『梅山和尚戒法論』^[1]を用いて検討されたものである。

また、中世の授戒の広がりを示す研究として、以下の一本が知られている。

- ・廣瀬良弘「中世禅僧と授戒会―愛知県知多郡乾坤院蔵

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

「血脉衆」「小師帳」の分析を中心として―

右は、愛知県知多郡東浦町の宇宙山乾坤院に所蔵される受戒者名簿（戒弟帳）の分析を通して、文明九年（一四七七）から延徳三年（一四九一）までに、尾張・三河・遠江（現在の愛知県から静岡県西部）までの地域の人々を対象とした授戒会が行われていたことを示した。ただし、作法は現状とは異なり、二三日程度の加行の場合もあったとされるが、詳細は不明とされている。

他にも、教化の観点から論じられた先行研究として以下の一本も知られる。

・松井昭典「授戒会の成立とその伝道史上における意義」

授戒会が、洞門における教化史上どのように位置付けられるかを論じたものである。他にも、道元の孫弟子に当たると推定されている経豪（生没年不詳）が論じた『梵網経略抄』（一二三〇九年成立）を参照しながら、洞門授戒への思想的研究も複数存在するが、作法という観点からは離れるため、必要に応じて参照するものとする。

上記の先行研究を踏まえつつ明らかにしたいのは、以下

の二点である。

①『仏祖正伝菩薩戒作法』から授戒会「正授道場」へ拡張された経緯。

②現行の授戒会「加行」の成立経緯。

まず、①について、永平道元将来とされる『仏祖正伝菩薩戒作法』は、現代でも「伝戒式」に用いられ、いわゆる「伝法式行法」の一環として行われている。その際、作法の内容からは、受者が複数人いることを前提にしているとは到底思えず、原則一人であると思われる（無理をすれば、複数人の受者に対して同時に行うことも不可能ではないが、作法の内容はそれを前提にしていない）。ところが、授戒会「正授道場」は、『菩薩戒作法』を基本としつつも、複数人へ同時に授けることが可能なように拡張・改変されている。この拡張・改変について、管見の限り、従来の研究では詳細が論じられた様子が見えないため、本論では一部でも解明したいと思っている。

②について、授戒会の「七日加行」を概観すると、他の行持作法には見られないような行法も含まれている。現行の『行持軌範』『授戒会作法』に則って具体的な作法名を

挙げると、「礼仏」「説戒」「壇上礼」「仏祖礼」「梵網經真讀」「懺悔道場」「完戒上堂」となっている。なお、「教授道場」「正授道場」については、『菩薩戒作法』を用いる。「伝戒式」を基本にしているため、①で論じることとする。また、他の諸諷經などは、名称や回向文、供養の対象こそ独自のものであるが、諷經法要自体は他の一般的な諷經と違わないため、本論では採り上げる必要は無いと思われる。そして、紙幅の都合上、本論で②は割愛し、別の機会に論じてみたい。

二、『仏祖正伝菩薩戒作法』の拡張について

永平道元が宝慶元年（一二二五）九月一日日に中国天童山で本師・如浄から授けられたという授戒の式法が『仏祖正伝菩薩戒作法』である。なお、一般的には、同作法の古い時代の伝播としては、熊本県広福寺に伝わった大智（一二九〇）〜一三六六、明峰素哲の資）系統、あるいは瑩山紹瑾（一二六四）〜一三二五、徹通義介の資）書写にかかる系統、あるいは宝慶寂円（一二〇七）〜一二九九）系統の三種があるとされる²。ただし、これらの三系統には大きな相違

は無く、あくまでも中世の洞門で、広く同作法が活用されていた可能性が推定出来るとはいえよう。

そこで、同作法の活用法だが、広福寺本『菩薩戒作法』の奥書から、道元の親筆本を所持していた永平懐契（一一九八）〜一二八〇、永平寺二世）は、建長六年（一二五四）九月九日に記した奥書に、「今、法弟義尹蔵主法器たれば、これを聴許す。ならばに伝写、すでに畢りぬ³」として、一定の境涯を得たと判断された寒巖義尹（一二一七）〜一三〇〇）に対する伝写許可を認めたことを記している。

つまり、道元や懐契の段階で同作法は、嗣法・伝法の場合に授けられた秘書的扱い、秘事的内容であったことが推定され、広く在家の信徒まで含む授戒に活用されたとは思われないのである。一応までに、道元は『三祖行業記』に見るように、「受菩薩戒弟子七百余人⁴」とあって、在俗者に「菩薩戒」を授けたと伝記にはある。だが、その際に『菩薩戒作法』を用いていたとは限らない。これは、傍証でしかないが、伝・瑩山紹瑾撰で広福寺所蔵の『三木一草事』⁵では、「菩薩戒相傳事」に道元（開山永平和尚）による「別願授戒（特に希望者に対し行われた授戒）」が約

千人に及ぶことが記されているが、その場合は「三聚戒」であったことを示している。当文書の信頼性には疑わしい点が無いとはいえないし、本当に道元が三聚浄戒のみを授けていたかは不明だが、少なくとも同文書が成立した頃には、在俗の信徒への授戒に三聚浄戒のみを用いることについて、矛盾点を感じていなかったことは理解出来るよう。そして、三聚浄戒のみであれば、大仰に『菩薩戒作法』を用いる必要も無い。

そこで、『菩薩戒作法』の道場がいわゆる授戒会「正授道場」へ拡張される直接的契機としては、瑩山紹瑾が考えられる。瑩山に係る諸文書を集成した『洞谷記』において、以下のように示された。

廿八歳阿州海部城萬寺ノ住持ニ充ラル。廿九歳永平演老ニ就テ受戒ノ作法ヲ許可セラル。即年冬、始テ戒法ヲ開テ、最初五人ヲ度ス。卅一歳ニ至テ七十餘人ヲ度ス。^⑥

ここから、未だ嗣法をしていなかったであろう瑩山は、二八歳（一二九一年）に阿波城万寺（現・城満寺）の住持となり、翌年（二九歳・一二九二年）に永平寺に上って、

四世・義演（？〜一三二四）によって、「受戒ノ作法」を許可されたという。そして、その作法を用いて「戒法ヲ開」き、最初は五人、二年後までに七〇人以上に授戒したこととなっている。ただし、この「受戒ノ作法」がどの作法書に該当するかが問題となる。大乘寺及び總持寺に伝わる『菩薩戒作法』の奥書からは、「正応五季（一二九二）八月十三日」に永平寺の妙高堂で正本を書写し、同一九日には丈室にて校了し、作法も伝授されたとしている。なお、瑩山の『菩薩戒作法』は、後の元応三年（一三二一）二月時正日（春分）に、明峰素哲（一二七七〜一三五〇）と峨山紹碩（一二七六〜一三六六）に対し、能登永光寺丈室の妙莊嚴院にて伝授された。^⑦つまり、『洞谷記』の記載と、大乘寺本『菩薩戒作法』の奥書は一致し、瑩山が義演から伝授されたのは、同作法であったことが理解出来る。ここまでは、先行研究などで繰り返し指摘されたことであるから、確認のみである。

問題は、その後の瑩山が「戒法ヲ開」いたことである。繰り返しになるが、瑩山は同作法の伝授がなされた同年の冬に五人を度し、その後二年程の間に七〇人以上を度した

という。この「度」の意味が不明瞭ではあるが、前者については同じ『洞谷記』から以下のことが知られる。

初首座任ス、可鉄鏡禪師、予カ最初五人得戒ノ上足也。釈尊在世、陳如尊者ノ如シ。城満寺最初首座ナリ、先師円寂ノ時、初任ノ首座ナリ、淨住寺西堂ナリ、仍テ当山ニ於半座ヲ分ツ、当山未來際、敬重奉ルベキ首座ナリ。元応三年（辛酉）正月廿八日、遷化。⁸

瑩山の上足であった眼可鉄鏡（？く一三二一）に因む事跡である。先に挙げた『洞谷記』の瑩山自身の事跡と組み合わせると、いわゆる二九歳の時、最初に戒法を開いた時の五人の上足が眼可だったのである。ところで、この時、眼可はどのような立場で戒法を受けたのだろうか。曹洞宗における現行の法階では、首座を務めてから伝法という流れが確立されている。しかし、道元僧団における懐契について、『三大尊行状記』『懐契章』が伝えるように、文暦二年（一二三五）八月一五日の伝戒罷、ある時に大悟して道元に「真法嗣」と認められてから、⁹『正法眼蔵随聞記』が伝えるように首座に就いた事例もある。よって、眼可に対しても、これが伝戒であった可能性を否定するものではない。

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

いが、先にも挙げたように、本来の伝戒の受者は原則一人であったと思われる。その点からすれば、瑩山は「最初五人ヲ度ス」とするため、これは五人同時であったと考えるのが自然であろう。その上で、眼可は首座ともなり、西堂ともなるが、この時に出家したのではなからうか。一方で、二年後までに度したとされる七〇人以上だが、出家であったとは限らない。いくら何でも人数が多すぎる。また、既に瑩山門下での非常に熱心な授戒実施については、臨済宗向嶽寺派の抜隊得勝（一三二七く一三八七）の伝記にも記載されたことが、先行研究でも報告されているため、¹⁰広く授戒のことを指していた可能性もある。

つまり、瑩山の段階で、『菩薩戒作法』が、出家得度と授戒会とに拡張された可能性があるのである。無論、瑩山には、その門人であった臨済宗法灯派・孤峰覚明（一二七一く一三六一）開山である出雲雲樹寺に旧蔵されていた『出家授戒略作法』を、元亨四年（一三二四）六月二八日に書いて授けたとされ、¹¹道元系統の『出家略作法』と異なる出家作法書が存在していた可能性があるが、眼可が得戒した時の作法と同一であるかは不明で、先ほども述べたよ

うに眼可の場合は『菩薩戒作法』に依った可能性がある。
そして、授戒という観点では、法嗣である峨山韶碩が總持寺二世として入った時の事跡が知られる。

七月七日、惣持寺住持職ヲ、碩首座峨山老ニ讓与。法衣開堂ニ着ス、用拄杖扠子戒策、同ク付囑。即日新命、始東堂相看時、興聖自三尺竹篋作、鉄尺定三尺二寸、日本最初入室竹篋、之付授。三日間、吉事連続。七日夜、受戒人十五人、四部衆調、出家数多。八日、又受戒者十三人、是四部調。九日、大般若入寺。十日、新命以下衆僧転読、洞谷題開、委曲般若宣説。十一日、帰寺。¹²⁾

これは、正中元年（一三二四）のこととされるが、瑩山が自ら改宗させた總持寺へ、二代目として譲られた峨山が入寺した時のことである。『洞谷記』では、その際に「吉事連続」としながら、連日授戒が行われたことを示す。不明瞭な点は残すが「七日夜」には「出家」した者もいたのだらう。さて、問題はこの時の作法である。先ほども論じたように、元応三年（一三二一）二月時正日に瑩山は峨山に『菩薩戒作法』を授けている。ところが、戒法の相伝許

可について『洞谷記』では、以下の事跡を伝えるのみであった。

・明孤峰（孤峰覚明） 元亨三年（一三二三）八月一五日
・照円観（明照円観） 正中二年（一三二五）四月一五日
・溪都寺（祖溪・素溪） 正中二年（一三二五）七月二八日
・尊道都寺（尊道） 同右

つまり、ここに明峰や峨山の名前は無いのである。よつて、『菩薩戒作法』の奥書から知るしかなく、また、何故記載されていないのかも不明である。なお、『出家授戒略作法』を授けられたとされる孤峰覚明だが、祖溪と尊道に戒法を許可した正中二年七月二八日の夜半に瑩山から付法（嗣法）され、そのまま能登永光寺を出て出雲に向かった。『洞谷記』では、孤峰について「是レ予末後ノ法嗣也¹³⁾」とし、最後の法嗣となったことが分かる。それから、明照・祖溪・尊道の三名は、『洞谷記』「孝服可着人々」にも名を連ねており、遺弟として瑩山の葬儀に参列したものと思われる。¹⁴⁾

話を戻すが、峨山が授戒及び出家得度に用いていた作法書が知られない。少なくとも、『菩薩戒作法』が伝授され

ていたことは間違いない。だが、管見の限り、明峰派にも峨山派にも『出家授戒略作法』系の作法書は伝来しておらず、例えば明峰派が歴代住持を務めてきた大乘寺には、江戸時代初頭に永平寺で書写された道元の『出家略作法』系の作法書が伝わっている。¹⁶ よって、『出家授戒略作法』の位置付けは極めて困難である。また、同作法は『出家略作法』との差異が大きく、むしろ、一六世紀の編集となる臨濟宗の『諸回向清規』巻五「戒法之品次」¹⁷に近いともいえる（全く同一ということではない）。つまり、臨濟宗系で伝承されていた作法書に対し、瑩山の名を冠した可能性も疑うべきではあるといえる。

二一、『菩薩戒作法』応用への一視点

駒澤大学図書館に収蔵されている甲斐龍華院・角雲玄麟によって永祿元年（一五五八）六月に書写された『出家略作法』は、中世の得度作法を伝える貴重な文献であるが、作法の手順としては、『出家略作法』または『出家授戒略作法』に通ずる「啓白文」「剃髪」「受衣鉢加法（坐具・袈裟「九条」・鉢盂・七条衣・五条衣）」まで行われた

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

後、『教授戒文』の誦誦が行われ、続いて「血脉略行儀」という作法名で『菩薩戒作法』の「戒師陞座」の部分のみが行われ、『出家略作法』と同様の「講戒」に戻り、末尾に『菩薩戒作法』系の「血脉授与」が行われて作法が終わる。つまり、出家得度法と『菩薩戒作法』とが合採されてしまっている。その意図を探れば、『出家略作法』も『出家授戒略作法』も、ともに「血脉授与」が無く、一方で『菩薩戒作法』にはあることと、また、戒師側の作法も『菩薩戒作法』が詳しいこともあって、必要な箇所を採録する形で両作法を合採したものと思われる。

更に、近世の三河龍源寺一三世・万光道輝（一六八一～一七五七）¹⁸には、特に自身がその法系を嗣ぐ太原派・川僧慧濟（一四一〇～一四七五）系で、龍源寺開山の周鼎中易（？～一五一九）¹⁹が伝えた室内作法である『血脉法式』の書写が知られる。内容からは、主として『菩薩戒作法』ではあるが、教授師の随喜を前提とせずに、戒師（本師）・侍者のみで、受者に対して戒法と『血脉』を授けるものとなっている。後述する『梅山和尚戒法論』の奥書にも、伝戒の際に一師（戒師のみ）か二師（戒師・教授師）かで議

論があったことを示す⁽²⁰⁾が、関連性は不明である。なお、『血脈法式』『序』で万光は、周鼎親筆の『略受戒儀』『伝戒図式』と『教授戒文』を入手したことを示し、それが、大乘寺碧岩室で拝受した式本（『菩薩戒作法』）と「文は大同じして式は小異なるのみ」であったと指摘している。

『略受戒儀』と『伝戒図式』の関係性については、現段階で不明な点も多いが、先ほどの教授師が随喜しない作法という箇所に注目すれば、中世に至り、道元が伝えた作法についても、実施可能な範囲で改変を試みた事例が存在したことを理解すべきであろう。

二二二、『面山古伏雑誌』所収の『梅山和尚戒法論』に

ついて

現在、『曹全』『禅戒』の冒頭は、『梅山和尚戒法論（以下、『戒法論』）』となっている。先行研究でも、本書を用いて『菩薩戒作法』の中世への影響を検討した場合があったことを確認したが、解題を行った黒丸寛之氏は、本書について以下の重大な課題を指摘した⁽²¹⁾。

・鎌倉期以降江戸時代以前における戒法に関する唯一の

著述だが、梅山聞本の親撰か判定し難い。

・「龍沢寺梅山和尚ノ御真筆」を拝写したとされるが、原本の所在が明らかではない。

・末尾に「維時文曆二乙未歳（一二三五）八月中五日夜半期」という識語があるが、道元在世中の記述としたことは問題。

そこで、今回、『曹全』所収本とは別系統の本書写本が本学内にて見出されたため、上記の指摘を検討してみたい。

まず、本学学内で見出された『梅山和尚戒法論』写本を含む冊子は、表題から『面山古伏雑誌』（以下、『面山雑誌』）と呼称されている。書誌情報は以下の通りである。

一、冊数 一冊

一、料紙 楮紙

一、大きさ 縦25 cm×横17 cm

一、装丁 袋綴、上下二箇所を止め、止めた部分を別紙で覆う

一、題目 外題 面山古伏雑誌

内容 羅漢尊者讚・先妣忌・同開光・（伝法室内密示聞記「抄」）・題傳法儀軌

蜜示尾 佛光慧眞・洞上五位頌二
首・詠物類數示徒・石書法華・大黒
天等讚・嗣書妄談正義等（洞上室内
三物論）・円通開山良高和尚或問・
梅山和尚戒法論・洞上室内口訣・放
生功德縁起・洞上室内断紙棟（棟の
誤記）非私記

一、枚数 表紙 1丁

本文 60丁

一、行字数 梅山和尚戒法論は毎葉9行・各行約25

30字程度

一、書写年 明治五年（壬申）天皇暑二十二日夜五ツ

半（洞上室内口訣）奥書

一、書写者 倍賢（同右）

一、所蔵者 愛知学院大学図書館情報センター所蔵・

禅研究所配架

本書には序や跋文などが無く、編集経緯は不明だが、面
山瑞方（一六八三〜一七六九）に係る諸法語や室内に關す
る提唱・文書を雑多な形で編集したものである。よって、

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

敢えて「雜誌」と呼称されると推測するものである。書写
者については、最も新しい年号に因む名前をもって推定し
たが、全体の書写者を確定するものではない。

また、収録文書の一部には、愚白なる僧侶が面山から受
けた提唱であることを示す奥書を見出すことが出来る。以
下は、書写に因む奥書のみ抄出する。

〔洞上室内三物論〕 末尾

・右者永福面山和尚説也明和六（己丑）春愚白和尚御尋
之尊答也

同年冬十一月因愚白和尚拜書

〔洞上室内三物論〕 付録末尾

・右ハ愚白和尚宝曆八（己寅（戊寅の誤記））年於若州
與亦明和六（己丑）春面山和尚兩度御尋之説一般ナリ
同年冬因愚白和尚恭拜書

〔円通開山良高和尚或問〕

・明和六（己丑）年十一月因愚白和尚而拜寫之

智源国文

〔梅山和尚戒法論〕

・于時明和六己丑十一月因愚白和尚焚香拜書

「洞上室内口訣」

・明治五（壬申）天皇暑二十二日夜五ツ半謹焚香拜寫

倍賢拜

右の通り、面山に因む室内関係の文書の二つは、愚白からの質問に対して、面山が答えた体裁となっている。この愚白だが、『曹全』所収の『戒法論』を解題した黒丸氏の指摘²³では、「生没年不詳」とあり、また、『洞上室内三物論』の解題をした鏡島元隆氏は、愚白について触れていない²³。一応、同論本文奥書にその名は見えるが、経歴不明ということであろう。愚白といえ、面山がその語録の編集に関わった泉州成合寺開山・雲山愚白（二六一九〜一七〇二、月舟宗胡の資）が知られるが、年代が合わない。なお、『面山逸録』に「愚白力生」と交わした偈頌が収録²⁵されており、近侍した門人の一人であったことが推定される。ただし、面山下法系に同名の僧侶は確認されないとのことである²⁶。

また、「円通開山良和尚或問」の内容は徳翁良高（一六四九〜一七〇九）に対して、室内の儀を尋ねた体裁の文書であるが、この奥書にのみ書写者として「智源国文」と

見える。これは、面山の法類となる毛山国文（一八一一年没、丹後智源寺一五世）のことである。『曹全』「大系譜」を参照すると、法類としての関係は、面山の法弟である點外愚中―斤山智峰―毛山国文と続く²⁷。面山が一四世であった若狭空印寺の後を襲った瞎堂普觀（點外の資）が一〇世として入った智源寺という場所・世代などから、国文が愚白を介して、面山関係の室内文書を拜写したとしても自然さは無いため、他の文書の書写も国文に係る可能性がある。なお、黒丸氏は筆記者について「因愚白」という号を指摘しているが、国文（または他の筆記者）が、愚白に因って拜写した意で採るべきではなからうか。『洞上室内口訣』を明治五年に書写した「倍賢」だが、愛知・静岡両県内洞門寺院で住持をした聖道倍賢（正道倍堅）の可能性があるが、現段階では詳細不明。

なお、『面山雜誌』同様、先に挙げた面山の室内関係の文書を複数書写し合冊した類書が存在することは、『戒法論』『洞上室内三物論』『洞上室内口訣』などの『曹全』「解題」から知られる。おそらく、その伝播などの詳細を検討すれば、面山門下における室内の教理・作法に関する

伝承の一端が理解されると思うが、本論の趣旨から離れるのと、調査未了であるため、ここまでとする。

ところで、『面山雜誌』所収『戒法論』について、『曹全』『禪戒』所収本と比較すると、多少の字句の異同が確認されるが、文脈の改変というほどではない。そして、『面山雜誌』所収本には二箇所、面山『伝法室内密示聞記』からの口訣が挿入されている。具体的には、『戒法論』第二拝問は蓮花蓋への説示だが、末尾に「蜜示聞記二天蓋ハ羅上下生佛一如具足円満之謂也⁽²⁸⁾」とあって、内容の補強をしている。また、『戒法論』第八拝問は戒師（和尚）による四方洒水に関する口訣だが、こちらも「蜜示聞記云順逆ノ訣ハ天関地軸天ハ左旋地ハ右旋師資トモニ天地ノ間ニ居ス天地人ノ三種ナリ三即チ一即三此ノ時キ生佛一如ナリ⁽²⁹⁾」となっている。先の口訣とも比べると、伝戒・伝法の現場における師資一等がそのまま生仏一如の妙諦を示すことを口訣した箇所を重点的に引用していることが推測される。

以上のことから、『梅山和尚戒法論』は面山下において書写され、参究されていたことは理解出来たが、当初に提

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

示した課題については解決出来なかった。

二―三、『拝問正授戒之切紙』について

以前から、『戒法論』の体裁が「拝問」で始まっていることと、面山が『洞上室内断紙揀非私記（以下、『揀非私記』）で批判した切紙に『拝問正授戒断紙』と呼称される一紙が入っていることに注目していた。つまり、同じく「授戒」に関する内容で後者に「拝問」の名を冠しているため、両文書の関係性に関心を持っていたのである。しかし、後者の実物が容易には閲覧できなかったため、疑問を解消できたため、本論にて調査結果を論じるものである。今回、このテーマを扱ったのは、本文書を閲覧出来たことが大きい。なお、結果として『戒法論』は、その信憑性を大いに減ずることになると思われる。

まず、『拝問正授戒之切紙（以下、『正授戒切紙』）を収録する文献について、書誌情報を挙げておきたい。

一、冊数 一冊

一、料紙 楮紙

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

一、大きさ 縦25・8cm×横18cm

一、装丁 袋綴、上下二箇所を止める

一、題目 外題 無し

内容 (二丁表・目次から) 正授戒切紙・

仏祖正伝菩薩戒作法大儀記・同中儀

記・同小儀記(目次以外) 小儀記・

略小儀記・指南帳・室中授戒灑水勝

〈大儀異〉

一、枚数 表紙 1丁

目次 1丁

本文 27丁

一、行字数 毎葉9行・各行約19〜26字程度

一、書写年 不明

一、書写者 不明(ただし、「辺」など、一部の特徴

的な字体を比較検討した結果、当文献は

一人での書写と判断される)

一、所蔵者 愛知学院大学図書館情報センター・禅研

究所配架

右の通り、当文献は、伝戒・伝法の室内作法に関する文

書を集めたものであり、各文書奥書からは伝来系統は区々であった。

〔正授戒切紙〕

・前大乘徹堂神通和尚御真筆謹拜寫之焼香九拜

〔仏祖正伝菩薩戒作法大儀記〕

・(前掲の瑩山が義演から承けた『菩薩戒作法』奥書に

続き) 此本相傳傳持以來廿九年入血脉袋所持今永徳四

年(甲子)二月廿七日傳授參学小師恵明侍者異世津州

青原寂灵在永澤方丈授与永徳四年(甲子)二月廿七日

傳与恵明侍者

能州総持第五世寂靈在御判

〔小儀記〕

・無極月江一州曇英嫡々如此嗣統了

〔室中授戒灑水勝(大儀異)〕

・于時應永十七年(庚寅)七月十一日記焉

前洞谷女生拜書

切紙類の場合、作者・筆記者などは事実として認められ

ない場合も多いため、あくまでも参考程度ではあるが、瑩

山下のいわゆる明峰派・峨山派両方に関する文書が集成さ

れていることになる。

なお、収録文献について簡潔な解題を付す。

〔正授戒切紙〕

・本文書は詳しくは『拜問正授戒之切紙』であり、面山が『揀非私記』で批判した切紙と、内容は同一であると推定される。詳細は後述する。

〔仏祖正伝菩薩戒作法大儀記〕

・『大儀軌』であれば、面山『伝法室内密示聞記』²⁰や、石川力山氏の研究で指摘されている伝戒・伝法作法に關連すると思われるが、本文書の題は『大儀記』であって、内容は『菩薩戒作法』と同一であり、通幻派で伝承した一系統であると思われる。また、末尾には『血脈』下段文（洞濟兩聯關係）に関する若干の口訣が付録されている。

〔仏祖正伝菩薩戒作法中儀記〕

・前半は「戒法道場」、後半は「嗣法道場」であり、それぞれ『血脈』と『嗣書』を授ける道場である。ただし、『大儀記』に比すると、相当な簡略化が図られ、しかも一度に連続して行えるものである。

〔洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）〕

〔小儀記〕

・『中儀記』よりも更に簡略化した、戒法・『血脈』・『嗣書』を伝授する道場である。

〔小儀記〕

・非常に紛らわしいのだが、『小儀記』の名を冠する作法が二本収録されており、こちらは『嗣書』・『血脈』を相伝する道場である。

〔略小儀記〕

・『菩薩戒作法』の要点のみを記した作法書であり、後半は室内三物の『大事』に関する口訣である。末尾には「拜塔」「山居」などとあるため、後任の住持を決定するために方便として行われる略作法であったといえよう。

〔指南帳〕

・伝戒・伝法・室内三物の書写などに係る口訣を集成したものの。

〔室中授戒灑水勝（大儀異）〕

・『菩薩戒作法』における正授戒時に行う順逆洒水についての口訣。石川力山氏が紹介した『室中授戒灑水

法』の異本。³²『日域曹洞室内嫡嫡秘伝密法切紙』「未部」所収の「○戒壇洒水法」³³と、文面は前後するものの、内容はほぼ同じ。

当文献もまた、既に前節の『菩薩戒作法』応用への一視点³⁴で論じた通り、『菩薩戒作法』を応用して、略して用いる場合の一例を提供しているといえよう。そして、上記はあくまでも著者の管見を記したのみであるから、各地の寺院の所蔵文書などを調査すれば、更に多くの事例が確認されることであろう。

そこで、『正授戒切紙』に話を戻すが、面山『棟非私記』の批判を見ておきたい。

拜問正授戒断紙

面山謂此切紙真字假字雜書有数紙暗昧経論者私製而膚義浅理無可取処未書徹堂云者僧生法嗣明峰法孫恐不為如是妄説是皆代語者僻案也必勿用焉若恐後人忘用故且舉二三而証謂戒壇中臺安置三師者正偏中也又謂四壁紅幔舎池水火風空也又謂三迤間佛陀耶毘盧舎那達磨耶盧舎那僧伽耶釈迦牟尼是三身也如是妄説餘皆準之可知也一向放擲而好³⁴

以上のことから、面山が閲覧した『拜問正授戒断紙』とは、著者が徹堂であり、しかも、戒壇上に安置される三師に正偏五位の正偏中を配し、正授道場入堂後の三迤の間に行う「南無仏陀耶」云々の読誦へ如来の法報応の三身を充てたものだと指摘し、本書の価値を認めないとする。これらの点について、『正授戒切紙』では、以下の通りの指摘がある。

・拜問受戒之時最初入道場和尚教授二人當面三拜如何
師云戒壇中臺安置三師偏中正也（二丁表）

・拜問四壁紅縵如何 師云四壁紅縵者地水火風空也
（二丁裏）

・拜問三匠間佛陀耶文ヲ誦如何 師云佛陀耶毘盧舎那達磨耶盧舎那僧伽耶應身釈迦言三身佛請スル謂也（二丁表）
丁表）

つまり、筆者が閲覧した『正授戒切紙』は、面山が指摘した内容と一致し、よって、面山の批判対象は当切紙であったことが確認された。また、面山が作者と指摘する徹堂だが、当切紙末尾には、「徹堂神通」とある。しかし、『曹全』「大系譜」などを確認すると、「徹堂神通」とあ

り、明峰素哲―館開僧生―徹堂禪通と続く法系で、能登永光寺二三世である。無論、当切紙が徹堂自身の製作だと断定することは出来ないため、あくまでも当該の伝承を持つ切紙が存在した事実のみ確認しておきたい。

残る課題は、『戒法論』との比較であるが、本論の末尾に『拜問正授戒之切紙』全文と『面山雜誌』所収本を底本にした『戒法論』を付録しておいた。容易に比較可能なように、上下二段にして収録したため参照されたい。

比較の結果、面山が『正授戒切紙』を批判する根拠とした三つの文言については、全て『戒法論』にも掲載されていた。つまり、『戒法論』と『正授戒切紙』は部分的に同一の内容を持つ切紙であることが判明した。この点は、『戒法論』奥書に、龍澤寺梅山和尚真筆本からの拝写を挙げた後で、「明峰和尚毛嫡嫡相羨ス」とするから、間違いなく明峰派にも、『戒法論』に類する伝承があったことは知られていたはずである。そして、今回両切紙を比較した結果、『戒法論』は意図的な偽造の可能性も出て来たが、詳細は後述する。

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

二一四、『梅山和尚戒法論』と『拜問正授戒之切紙』について

まず、『戒法論』は『正授戒切紙』からすれば、字数で三分の一度（約千字と三千字）ではない。そこで、『正授戒切紙』にあつて、『戒法論』にない文脈を見ても、以下の諸点が削除（隠蔽）された可能性があることが分かった。

- ①『菩薩戒作法』で行う授戒で受者が複数である場合。
- ②方角と陰陽思想（大極）を組み合わせる考え方。
- ③正戒と邪戒との分別について。
- ④在家者や異類への授戒について。
- ⑤出家時の剃髪作法について。

よつて、上記の内容を重視しつつ、改めて『戒法論』を見てみると、同文書の性格とは、『菩薩戒作法』を用いて「受者一人」に対して行うことへの問答に、「周羅一結」に関する口訣を付記した内容である。しかし、「周羅一結」は本来、出家作法時の「剃髪」に関わることであるから、伝戒時の『菩薩戒作法』には関係が無いはずである。しかしながら、『戒法論』には残った。これは、おそらく削

除をし忘れたものであると思われる。

それは、『正授戒切紙』の構成から理解することが可能である。以下には、各拜問の内容のみ略記する（問答には丸数字を付し、垂示の場合は※とした）。また、『戒法論』に共通する問答は太字ゴシック体とした。

- ① 拜問受戒之時最初入道場和尚教授二人當面三拜如何
- ② 拜問請戒如何
- ③ 拜問椅子上懸蓮蓋者
- ④ 拜問四壁紅幔如何
- ⑤ 拜問受戒道場ニ四人衆會アルヘク候歟
- ⑥ 拜問和尚教授引受者三匝如何
- ⑦ 拜問三匝間佛陀耶文ヲ誦如何
- ⑧ 拜問第二法次三匝如何
- ※第三次三匝都合三九位也
- ⑨ 拜問續松如何
- ※立花松竹梅ノ三種也
- ⑩ 拜問灑水順逆如何
- ⑪ 拜問椅子洒水如何
- ※三帰ノ分ハ

※三聚淨戒ノ分ニテハ

※十重禁戒ノ分ニテハ

※三皈戒ヲ誦上テ受者ヲ戒内ノ人トナシテ

※又云持戒爲平地禪定爲屋宅生智惠光次第得明照

※云戒ヲ評了ノ受者一人ヲ椅子ニ上ス

⑫ 拜問洒水繞行時三步半スルハ三步ハ三即一ノ謂也キ

⑬ 拜問在家人受戒到出日重テ評儀如何（周羅一結への口訣含む）

※垂示云戒ノ儀記法則三種義アリ

※垂示云律梵網律遺教律ノ二門アリ

※垂示曰實際理地不受一塵者露柱ニ端的スル正當也

⑭ 拜問周羅一結如何

⑮ 拜問剃髮ノ時剃刀ヲアツル叻何方ヨリ始又度數幾クソ也

⑯ 拜問髮ヲ星ト名ル叻ハ几地ニテハイワレズ既出家ヲ成了後可示歟

以上のことから、『正授戒切紙』の構成は、まず『菩薩戒作法』の口訣が続き、それは作法から準備、更には授受される戒法の意義にまで及ぶ。そして、⑬からは在家人へ

の授戒へと話が進むのだが、⑬の問題は、戒を授ける時の「評儀（評戒のことを指すが、『出家略作法』で指摘する「講戒」と同義か?）」の有無についてであり、優婆塞の位、剃髪して沙弥にする時、作僧する時との区別を挙げ、評戒は作僧する時のみであるとし、「周羅一結」の口訣に続く。その後は戒律の種類・系統に対する簡単な垂示が続いた後で、改めて「周羅一結」を拝問し、全体を締め括っている。もし、『菩薩戒作法』のみに対しての口訣ならば、「周羅一結」は不要の筈だが、『正授戒切紙』では重点的に論じている。これは、他に参照されるべき剃髪作法の不在、『菩薩戒作法』を拡張した出家得度作法の確立を意図しているようにも思われる。また、受者の種類が、優婆塞・沙弥・作僧と分かれていたことから、『菩薩戒作法』で「優婆塞」に授戒した可能性も見ていくべきである。

そして、『正授戒切紙』の重大な特徴は、先に挙げた『戒法論』との五つの相違点で、「①『菩薩戒作法』で行う授戒で受者が複数である場合」が見られることであろう。特にこの内容が顕著なのは、問答の②及び⑧に続く垂示である。

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

○拜問請戒如何 師云請戒者和尚入道場受者悉皆入（問答②・一丁表）

請戒とは、受者が和尚（戒師）に対して授戒を認められるように拝請する作法であるが、右の一文から、請戒の時、「和尚」が入った後で、「受者悉皆入」とある。つまり、受者が複数人であることを前提にしているのである。

○第三次三匝都合三九位也九位三寶ヲ表ス又第三番ノ三匝ヲ一匝スル義也所謂洞谷開山御在世受者之人数許多ナルニ依テ也但畧スル儀ニハアラズ一即三ナル故也如此時前後七匝也是即九匝之謂也（問答⑧に続く垂示・二丁裏）

『菩薩戒作法』では、戒師・教授師・受者・侍者の四名が「教授道場」から「正授道場」に入つてすぐに、中央の蓮華台（蓮華座）を右繞三匝するのだが、それは、問答⑥及び⑦に関連し、その後、問答⑧で戒師が蓮華台上に登座し、今度は教授師と受者のみで右繞三匝する「第二次」を示す。それでは、「第三次」の三匝は何処かといえ、戒師から受者に伝戒されて、受者は戒師と入れ替わって蓮華台上に上り、その受者の周りを戒師・教授師が『梵網經』の

「衆生受仏戒」偈を唱えつつ右繞三匝することを指していると思われる。現代の授戒会も同様だが、戒弟（受者）が多数の場合、順番で戒弟を蓮華台（戒壇）に上らせて戒師・教授師・引請師などが右繞三匝し、終われば次の戒弟を上らせて戒師などが右繞するという作法を延々と繰り返すことがある。戒弟が余りに多数の場合には、非常に大変であると聞く。そこで、先に引いた問答⑧に続く垂示では、洞谷開山である瑩山の在世時に、受者の数が多すぎたため、「衆生受仏戒」偈を唱えつつ行う「第三次」の右繞三匝を一匝にしたという。当切紙では「一即三」の道理を用いて、省略では無いと強弁している。無論、切紙という性格から、直ちに瑩山の時代に作法の拡張が行われたことの証明は出来ないが、『正授戒切紙』成立時には、瑩山の時代に『菩薩戒作法』の登壇の儀を活用した授戒が広く行われ、受者多数の状況に合わせて必要な作法の変更が行われたという「伝承」があったことが確認されたのである。

本論では、本来は伝戒に用いられる『菩薩戒作法』を拡張して授戒會作法と出家得度作法が行われていたののではないか、という仮説を提示したが、少なくとも前者について

は、瑩山の段階で行われていた可能性が出て来た。後者については、まだ仮説の段階を出ないが、駒澤大学図書館蔵『出家略作法文』の存在に鑑み、少なくとも一六世紀中頃までには、『菩薩戒作法』と出家得度作法の合採が図られていたことは確認されたことになる。

二一五、『梅山和尚戒法論』の作者は誰か

本節は試論の段階ではあるが、『正授戒切紙』の検討を通して得られた『戒法論』の位置付けを示しておきたい。まず、『戒法論』は伝承不明の文献である。奥書には伝来を示し、また、梅山問本の真筆の存在を窺わせるが、その実物は所在不明である。

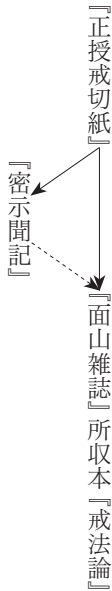
そして、現段階で『戒法論』は、面山下の室内作法を集成した冊子に伝承されていることが分かっている。また、『面山雜誌』所収本の奥書を再掲すると、以下の通りとなっている。

于時明和六己丑十一月因愚白和尚焚香拜書

これを、『面山雜誌』所収の、他の室内関係文書の奥書とも対照させると、第三者（智源国文か）が、「愚白に

因つて」拝写したことを示していると思われる。そして、同じく『面山雜誌』の他の文書を参照する限り、愚白は宝暦八年に若狭(『年譜』では、面山は同年から永福庵に籠もり『正法眼蔵涉典録』の執筆に入るため、愚白の動静に矛盾は無い)において、また、明和六年春(同年一月二八日から面山は、京都五条宗仙寺内寿昌庵に所在)⁽³⁷⁾にも面山から室内関係の開示を受けていることが分かる。よつて、想像をたくましくすれば、愚白は『戒法論』を面山の下で入手したのではないか、ということである。これは、『戒法論』が『正授戒切紙』からの抄出といつて良い文献であり、更には『面山雜誌』所収本『戒法論』に挿入された口訣は『密示聞記』であり、その二つ目の引用文(順逆洒水の口訣)もまた、『正授戒切紙』の内容と同じだからである。

よつて、以下の関係性が推測される。



なお、『密示聞記』における他の口訣についても確認し

洞門授戒会作法成立の一考察(菅原)

たが、以下の箇所は『正授戒切紙』からの影響である。

・ 酒瓶二枝香水ノ三種ヲ入ルモ恚麼ノ道理ナリ、⁽³⁸⁾

・ 花瓶松竹梅ノ三種ハ、天地人ノ三際ヲ表ス、一瓶ニ立ル時、三即一即三ナリ、⁽³⁹⁾

『密示聞記』が面山の提唱であると仮定して、その内容の一部には、『正授戒切紙』からの影響が見られ、室内の口訣の一部に取り入れる動きがあつたと理解出来る。

それから、『正授戒切紙』の内容で、『戒法論』に入らない箇所で注意されるべき事柄は、「複数人への授戒」についてである。詳細は後述するが、面山は『若州永福和尚説戒』下巻「加行ノ因縁」項及び『密示聞記』において、『大儀軌』と称する伝戒作法(『菩薩戒作法』)を在家への授戒に用いることを批判した。その意味で、『正授戒切紙』から複数人、しかも在家信者も含んだかもしれない授戒を示した箇所等を抜いて、伝戒専用の『戒法論』を作成したのではないか、ということである。ただし、『戒法論』にも一箇所、受者の登壇について、「戒ヲ授ケ了テ受者一人ツ、戒師ノ椅子ニ上ル」⁽⁴⁰⁾とあり、複数人を考えていた可能性は残るが、一人一人を登壇させて戒師が周囲を右

繞三匝するのは、現実的には酷く時間が掛かるため授戒会とは思われない。つまり、複数人に同時に「伝戒」を行っていた際の名残とも評価可能である。ただし、上記の事柄は、検討の余地を残すため、更に後述する。

また、『正授戒切紙』は、徹堂禅通に関係していた可能性があると思うと、明峰下に所伝されていた切紙だったとも思われるが、卍山道白（一六三六〜一七二五）系の切紙には含まれない⁽⁴¹⁾。更に、面山は卍山系の切紙も見て、『棟非私記』を著したともされるが、『正授戒切紙』は別の機会に見たものであるともいえよう。そして、明峰派卍山系の切紙に入らないことをもって、『正授戒切紙』を「断紙」として批判しつつ、必要箇所のみ自らの法系である太原派・梅山聞本の名前を冠して『戒法論』として再構成し、一部は自らの『密示聞記』の口訣として採録したことが考えられる。無論、『棟非私記』で批判的に扱った文脈を、『戒法論』に残した合理的理由はまだ判明していないため、更なる史料の精査を要するものではあるが、試論として提示しておいた。

三、近世授戒会における

「正授道場」作法の構築について

先行研究によれば⁽⁴³⁾、近世に入り、宗門の授戒会（禅戒会）を復興したのは、月舟宗胡（実施年は一六七一年、以下同じ）とされ、それに鉄心道印（一六七六年）や卍山道白（一六八〇年）、天桂伝尊（一六八三年）や惟慧道定（一六八八年）などが続いた。この内、やはり注目されるべきは月舟宗胡であろう。なお、管見の限り、主たる月舟伝の中では、禅戒会復興の勝躑に触れるものはないが、既に先行研究の示す通り、月舟自身による「完成示徒」「授戒因示徒」などの授戒に関する法語⁽⁴⁴⁾が知られ、これは月舟以前には遡れないものである。

ところが、月舟自身が行っていた授戒作法というと、月舟に係る著作や伝記からは良く分からない。ただし、その法係等が月舟の道業を讃仰する形で論じているため、それらを概観しておきたい。まず、関係する文献で主なものは以下の通りである。

・卍山道白『対客閑話』一七一五年刊

『禪戒訣』其二、『卍山広録』卷四七所収

・甘露英泉『尸羅敲髓章』一七二九年刊

・一丈玄長『禪戒問答』一七四二年

・三洲白龍『禪戒游刃』一七五七年までに成立

・卍海宗珊『禪戒訣註解』一七六三年刊

・玉洲大泉『説戒略要』成立年代不明

以上のことから、月舟による洞門の禪戒会再興については卍山が主張し、それを法孫などが再論した形になっていることが分かる。異なる立場としては、石雲融仙（一六七七〜？）が『叢林葉樹』（一七一九年刊）において、卍山の『対客閑話』を批判するが、作法を論じたものではなく、議論は割愛する。

卍山の主張とは以下の通りであった。

是二由テ其ノ墜緒ヲ探リ天童傳來戒式ノ舊本ヲ得テ而永平・大乘・大慈三處室内ノ眞本一同ニシテ異無シ且ツ日本國中ノ大小ノ古刹亦皆ナ在リ間ニ後人私言ヲ増添シテ大儀軌・小儀軌ト名ル者ノ有リ蛇足演説丁寧徳ヲ損スルナリ我ガ舟老人大願力ヲ以テ前古ノ式ニ依テ血脈戒壇ヲ建テ天童・永平ノ舊儀ヲ今日ニ觀ル豈ニ我

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

門ノ大幸ナラザランヤ⁽⁴⁶⁾

まず、右の内容の真偽を検証することは困難であるが、少なくとも卍山においては、月舟が「前古ノ式」本を得て、「血脈戒壇」を建てることで、天童・永平の旧儀を復興させたとしている。一方で、中世には『大儀軌』『小儀軌』という文献が流布していたが、増添が激しいとして批判している。

更に、卍山の資である三洲白龍（一六六九〜一七六〇）は、卍山よりも詳しくこの故実を採り上げている。

榮西ノ所傳代代相傳ハル、其ノ血脈イマ尚ヲ存スト聞エ、タダ永平門下歴代相承シテ失ハズ、シカレドモ中古亂世ヲ經テヨリ、寛文頃マデ、血脈ハ授受アリトイヘドモ、登壇傳授ノ眞儀オコナハレズ、譬ヘバ告朔ノ餼羊アリテ、ソノ禮具ラザルガゴトシ、茲ニ我ガ師翁月老和尚アリテ願力ニ乗ジテ、出テ勉メテ古道ヲ復セント欲スル砌、幸大乘ニ住シ、又天童傳來ノ舊儀ヲ大乘室中ニ正傳セリ、ケダシソノ比ロマデハ、諸派一統ニ古儀ヲ失ヒ、傳戒傳法ノ規分タズ、三物一束二授受セリ、唯タ大乘室内ノミニ古傳ヲ失セズ、傳戒ノ式ア

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

り、傳法ノ儀アリ、歴代ノ師資、弘演シキタレリ、コ
コニオヒテ、月祖乃チ戒儀ノ遺法ヲ探リ、重テ羯磨ヲ
起シ、羯磨ノ墜緒ヲ尋テ、幽眇ヲ張皇セリ、⁽⁴⁷⁾

こちらの事跡もまた、証明となると困難ではあるが、⁽⁴⁷⁾
山下においては、中世から寛文年間（一六六一〜七三）ま
では、『血脈』の授与はあったけれども、「登壇傳授ノ眞
儀」が行われていなかったとしている。よって、月舟が
「天童傳來ノ舊儀」を大乘寺室中で得て、それをを用いて羯
磨（戒会）を再興したと讃仰している。寛文年間とは、月
舟が大乘寺に入った寛文十一年（一六七二）のことを意識
していると思われる。そのためか、月舟の資である徳翁良
高もまた、「西來家訓」で「嫡嫡正傳儀規整肅。或略作法
漫付血脈非也。若白衣則先授三歸與血脈。而結勝緣亦
可也」⁽⁴⁸⁾とし、授戒作法を略して『血脈』のみを授けること
を批判している。

それで、中世から近世初期にかけて、『血脈』授与のみ
あって、登壇授戒が無かったという見解については、繰り
返しになるが、現段階での証明は難しい。ただ、傍証とし
ては、『血脈』の語が載っている『日葡辞書』を見ると、

以下のようにある。

Gemiacuo. ケツミヤク（血脈）系統表のように書
き記された技芸、あるいは、教義、または、その教義
や技芸を宣布した初期の人々とその後継者とを記した
表、そして坊主（*Bonzos*）は、往々この表を教区内
の信者に授けて、それで霊が救われるとか、その表に
赤インク（朱墨）で記されている著名な人々の数に仲
間入りするとか信じさせるのである。

Gemiacuo tcutayuru（血脈を伝ゆる）この表を
教えて引き渡す。

Gemiacuo sazzucaru（血脈を授かる）坊主
（*Bonzo*）から上のような書き物をその坊主（*Bonzo*）
の名前と一緒に受け取る。それによって霊が救われる
に違いないと考えながら。⁽⁴⁹⁾

来日し伝道していたイエズス会によって、一六〇三〜四
年に長崎で刊行された『日葡辞書』は、当時の国内の習俗
なども伝えているとされるが、『血脈』の語はあるもの
の、授戒については記載が無い。無論宣教師達が見聞した
時は、たまたま『血脈』授与のみだったのかもしれない。

しかし、もし、当時「戒」を授けることを重視しているのであれば、その旨が示されると思うのだが、如何だろうか。
まだ、不明な点は残すけれども、月舟―卍山系の学僧達
は、月舟により大乘寺に伝来していた『菩薩戒作法』に
則って、「登壇授戒」が再興されたことを主張した。それ
が事実だとすれば、この時に授戒会の「正授道場」が確立
されたことも意味していよう。

三―一、授戒会「正授道場」における登壇の有無について
前節で見た通り、近世に授戒会を再興した月舟―卍山系
では、月舟の勝鬪を「登壇授戒」に設定していた。しか
し、近世に制作されたであろう授戒会作法書を概観する
と、必ずしも全ての作法書で受者（戒弟）に「登壇」させ
ていたわけでもない。よって、以下には筆者が見た作法書
のみではあるけれども、「登壇」の有無について検討して
みたい。

- ①大雲恵海『増福山授戒直壇指南』一八六〇年までに成
立
②著者不明『授戒会侍者暨直壇指南』隠之道頭門下

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

※著者不明『授戒会室侍私記』成立年代不明

以上、『曹全』「清規」巻所収

③直翁梅指『授戒会式』一八二二年前後に成立

以上、『続曹全』「禪戒」巻所収

④指月慧印『開戒会焼香侍者指揮』一七六〇年成立

⑤幻寓子（匿名）『大戒直壇指南』成立年代不詳

⑥著者不明『直壇寮意得之事』成立年代不詳

以上、『続曹全』「清規」巻所収

⑦伝・逆水洞流『伝戒受（戒）道場莊嚴法』成立年代不

詳

⑧著者不明『直壇寮指南記 戒会用心』成立年代不詳

以上、筆者所持写本、⑦は『続曹全』「禪戒」に

岸澤文庫蔵写本を翻刻し所収

⑨著者不明『戒会中指南記』一八六五年

⑩著者不明『戸羅会中内口伝』成立年代不明

以上、愛知学院大学図書館情報センター所蔵・禪

研究所配架

⑪大忍国仙『直壇指南』一七九一年までに成立

以上、三重県東雲寺所蔵

上記一二本の内、②は登壇有りとなし、⑦は登壇無しとの作法を両方掲載しており、⑦は登壇無しの作法である。※は登壇についての指示が無い。それ以外は全て、登壇有りを基本とした作法書である。そこで、まず②について確認してみたい。

（洒水終わって）戒師直二十六條ノ戒法ヲ授ク、受者長跪合掌ナリ、授戒了テ受者三拜、具上ニ立定、（或ハ胡跪）戒師壇ノ左ヨリ下リ、正面ニ進ミ、焼香問訊シテ壇ノ左リニ立定、次ニ教授受者ヲ引テ登壇セシム、人数ノ多少ニ依テ二人三人四人程宛登壇セシム、受者登壇、跏坐、合掌默然ス、時ニ戒師錫杖ヲ持シ、壇ヲ三匝シ、唱云、衆生受仏戒……三匝トモニ正面ニ至ル毎ニ問訊、教授受者モ同ク匝ル、了テ戒師ハ壇前ノ受者ハ左ヨリ下リ、一匝シテ本位ニ歸ル事、焼香ノ時ノ如シ、

右は、通常の「登壇有り」の作法となっている。いわゆる「菩薩戒作法」を拡大しつつ、本来は受者一人へ適用されるべき「著椅子」⁵¹を拡張して、複数人の戒弟が同時に「登壇」する授戒会独自の作法となっている。

一方で、同じ②には、「登壇無し」の作法も掲載している。

○又或ハ十六條ノ戒法ヲ授ケ了テ、戒師壇ノ左ヨリ下リ、正面ニ至リ、焼香問訊シ、順ニ錫杖ヲ持シ、受者ノ後ヲ通り、三匝シテ正面ニ至ル毎ニ問訊シテ唱云、衆生……教授待者同ク匝ル、了テ戒師又上壇跏坐、教授壇ノ右ニ進ミ、松燭ニ火ヲ點ジ、侍者ハ壇ノ左リニ進ミ、血脈ヲ戒師ヘ度ス、戒師ハ受者ノ進前スルトキ、松燭ノ火ニテ名字ヲ見セ、度與ス、⁵²

登壇の有無を区別する基準は分からないのだが、人数の多寡や道場を啓建する場所の須弥壇の大小や有無も影響したとは思われ、法要現場の判断だったのでなかるうか。そして、この後者の方法と類似するのが、⑦である。

次正授戒（和尚三問受者三答）受者禮三拜具上次和尚起卓前向北問訊焼香此時教授到受者處示云須跏坐此時受者具上跏坐合掌默然次和尚唱云衆生受佛戒即入諸佛位々同大覺已真是諸佛子曲身問訊遠受者三匝教授侍者同唱遶三匝訖而和尚就椅次受者禮三拜收具左右排列次⁵³

右も、受者が須弥壇に登らない作法である。作法中に教授師が、受者に対して「須跏坐」と告げて加行位に坐らせ

る様子は、本来の『菩薩戒作法』で「須著椅子」と述べるのを受けて、意図的に改変されている。よって、近世の授戒会作法では「登壇」の有無について、両作法が混在していたことを意味しよう。

ところで、⑦『伝戒受道場莊嚴法』⁵⁴については、大乘寺本を書写された岸澤惟安（一八六五〜一九五五）の指摘などにより、大乘寺三八世・逆水洞流（二六八四〜一七六六）撰ともされたり、あるいは、大乘寺内にて勤修された作法との評価もされる。⁵⁵しかし、筆者所持の江戸時代後期頃の写本の様子からすると、大乘寺を想起させる記載は一切存在せず、同寺に限った作法書とは思われない。そもそも、大乘寺の月舟―卍山系では「登壇」を重んじており、それを行わない作法を導入する意味が分からない。また、著者に擬された逆水には、出家得度作法を簡略化した『在家血脈授与式』⁵⁶があるが、こちらでは『菩薩戒作法』に因らなくとも、在家信者に授戒・授脈を示していたことを示す。果たして、その立場の逆水が『伝戒受道場莊嚴法』を編むだろうか。大いに疑問の残るところである。

本節の結論としては、いわゆる「登壇有り」が基本とな

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

る「正授道場」に対して、「登壇無し」の作法が存在したことのみ挙げておきたい。

三―二、登壇の有無による「授戒会」と「因脈会（法脈

会）の違いについて

前節において、近世の授戒会「正授道場」における登壇の有無について検討したが、現代において、この登壇の有無の差異は、「授戒会」の規模などを左右する重大な要素となっている。現行の『曹洞宗宗制』には、以下の条文が確認される。

第37条 授戒会、法脈会及び因脈会（以下本章において「授戒会等」という。）の修行期間は、次に掲げるとおりとする。

授戒会 5日以上7日以内

法脈会 3日以上4日以内

因脈会 1日以上2日以内

2 法脈会及び因脈会においては、四衆登壇を修することができない。⁵⁷

そこで、以上の制度に到るまでの、近世から近代にかけ

て整備された「授戒会」周辺の作法について概観しておきたい。

まず、右のように「授戒会」「法脈会」「因脈会」と、授戒会等を加行の日数によって分けたのは、戦後に入ってからであろう。一九五〇年（昭和二五）改訂の『昭和改訂曹洞宗行持軌範』において、「授戒会作法」と、その簡略版の「因脈会（法脈会）作法」という項目が初めて立項された。ところが、この段階ではまだ、名称としてはあるものの、「法脈会」の実施基準が分からない。⁽⁵⁸⁾しかし、「因脈会」には登壇並に上堂は行はない⁽⁵⁹⁾とあって、「登壇」が無い、略された作法という位置付けが明確となる。

管見の限り、「因脈会」という名称を用いたのは、一九四一年（昭和一六）七月令達の『曹洞宗宗制』『法要儀式ノ執行』に含まれる「授戒會及因脈會⁽⁶⁰⁾」であると思うが、条文では因脈会を授戒会に準じて行うことのみ示し、作法の詳細は知られない。よって、実質的には、先に挙げた『昭和改訂曹洞宗行持軌範』からであろう。

時代を少し遡ると、大本山總持寺を能登から現在地の横浜鶴見に移転した独住第四世・石川素童（二八四二〜一九

二〇）は、都合二七〇回を超える授戒会等の戒師を勤めたことが記録され、いわゆるの「授戒会」のみならず「因脈授与」も行ったことが分かる。これが実質的な「因脈会」であったと思うが、名称が異なる。

近代に入り整備された宗派内の布達（普達）及び『曹洞宗宗制』では、一八七四年（明治六）の「戒会口宣⁽⁶¹⁾」や、一八七八年（明治一〇）の「授戒会修行規約⁽⁶²⁾」を見ても、「因脈会」という名称は見えない。しかし、「授戒会修行規約」を廃止して、一九〇九年（明治四二）二月二五日に発布された「曹洞宗授戒会修行法」では、「第八条 授戒会修行に關する納付金」の項目で、「前項戒弟ノ員數ハ正戒代戒ヲ論セス之ヲ計算スヘキモノトス但シ亡戒因縁戒ハ此ノ限ニ在ラス⁽⁶⁴⁾」とあり、「正戒（授戒会の戒弟として受ける戒）・代戒（代理人として受ける戒）・亡戒（亡き人へ授ける戒）・因縁戒（他人も含めて多くの者のために受ける戒）」と分類された中に「因縁戒」が出てくるのである。

そこで、近世の『授戒会式』では「因縁脈」として、「扱コノ因縁ト云ハ、コノ授戒會ニカギラズ、イツニテモ時ヲキラハズ、吾宗旨デハ出シマスレドモ⁽⁶⁶⁾」とし、時処を

選ばず授けることを示す。この点は、近世の学僧に、「三
帰戒・血脈」のみを融通無碍に授けていた事例が知られ、
特に隠之道頭（一六五二〜一七三六、卍山道白の資）は最
期の病床で「師、病衰すと雖も、日に學道を激励す。眞
俗二萬餘人の爲に、歸戒・血脈を授く。乃ち是れ末期の轉
法輪なり」と記録されている。「病衰」とある隠之が正式
な壇を伴う授戒をしていたとも思えず、簡略化された中
での授戒・授脈（いわゆる因縁脈に近い）であったと想定
される。

一方で、授戒会中の儀礼として取り込まれた場合もあり、『直檀寮指南記 戒会用心』では以下のように示す。

△下午歎佛會了テ戒師之説戒有リ衣鉢寮告支廣（度の
誤記）次第小鐘一會雷鼓一通テ而戒師上殿本尊三拜上
椅子若因縁血脉之願有バ兼衣鉢寮ニ申込血脉等用意次
第其日ニ授ル時戒師上椅子授與アル故戒師之上殿前受
者ヲ列位セシム衣鉢所管也説戒了テ十大願文了テ戒師
下堂次ニ禮三千佛⁽⁶⁸⁾

つまり、「因縁血脈」を授ける機会について、毎日下午
に行われる「説戒」に因んで行うことになっている。説戒

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

のために壇した戒師から、「因縁血脈」のみを授けられ
たのである。戒師はその後説戒して下座し、加行としては
三千仏礼仏を行っている。よって、「正授道場」を正式に
設けることなく、「因縁血脈」授与は略儀として行われて
いる。『授戒会の研究』を見る限り、總持寺独住第二世・
畔上椽仙や、先に挙げた石川素童が示した戒会指南書で
も、「説戒」に前後する形で「因脈授与」が行われて
いる。⁽⁶⁹⁾よって、授戒会中の「因脈授与」は一般化したこと
が分かる。

これらの記述から、江戸時代の段階で既に、「因脈授
与」が行われ、一部では授戒会の加行中に組み込まれたこ
とがあったが、それが独立した「法会」として行われたの
は、明治時代以降のことであったと推定出来よう。

そして、上記の通りで、「因脈授与」において「壇」
は全く意識されていない。そのため、「因脈会」という名
称が定まり、更には「法脈会」などが整備されても、いわ
ゆる「正授戒」としての「授戒会」の価値を高めるため、
「壇」の有無に差を設けて、現状に至っている。

三―三、授戒會「正授道場」作法への批判について

現行の授戒會「正授道場」は、『菩薩戒作法』の伝戒道場を受けつつ、それを拡大して四衆の戒弟に向けて授戒・授脈する差定となった。そこで、「復古」という観点からすれば、祖師の伝承した作法を改変したことになる「正授道場」は、批判の対象となるが、実際に面山瑞方や瞎道本光（一七一〇～一七七三）による批判が存在している。

授戒室内差別アルハ、戒機ノ差別二十類ヲ分ルコト、梵網ノ文并ニ疏等ニ出タリ、同一佛戒トイヘドモ、受ル機ノ方ニ就テ、差別ノ品アリ、（中略）授戒ノ式モ、又格別ナリ、梵網ノ二十類モ、同室ノ授戒ニハアラズ、コレ僧俗男女、混雜セザル證據ナリ、況ヤ事相ノ法ハ差別ヲ以テ向上トス、爾ルヲ、今時ノ禪門戒會、傳戒受戒ノ差別ヲシラヌノミナラズ、僧俗男女ノ差別ヲ混ジテ、在家ノ男モ女モ、出家ノ授戒モ傳戒モ、一室ニ行テ、コレヲ非法ナリト怪ムコトモシラヌハ、文盲ノ至リト云ベシ、太ダシキ戒師ハ、男子モ女人モミナ傳戒ノ師位ヲ讓テ、須彌ニ昇セテ、諸佛ノ位ニ入ト云ハコレナリト教フル愚盲モアリ、コレハ洞上

ノ室内ノ戒式ニ、古來ヨリ大儀軌、小儀軌ノ差別アルヲ不知ユヘナルベシ、永平祖ノ時ニモ、衆僧及ビ在家ノ授戒多シ、ユヘニ傳戒ノ大儀軌アリ、衆僧授戒ノ小儀軌ニ、口訣アリテ、在家男女ノ授戒法ハ、ワカルルナリ、ユヘニ、古來ヨリ、傳戒ノ僧類ハ一室ナリ、授戒ノ僧類ハ一室ナリ、マタ男バカリ一室ニ、女バカリ一室ニモ授ク、（中略）シカルヲ、今時ノ禪門戒會ソレヲシラヌ所ハ、僧俗男女一室ニ混ズルユヘニ、弱キ男子女人等ハ、授戒ト云ニ付テ、戲言ヲ密語シ、匿笑搪突シテ、不如法ノ慚愧ニタヘガタキモアルコト、コノゴロ見聞ス、

まず、面山が但馬大用寺での説戒中に行つた批判であるが、菩薩戒の伝戒・授戒について、『梵網經』下卷「第四十摂化漏失戒」を受けつつ、あらゆる衆生に授けられるべきではあるが、「戒機ノ差別」を重視すべきであるとし、具体的には四衆はそれぞれ部屋を分けて伝戒・授戒を行うべきだという。そして、特に戒子の中には、在家者への授戒であるにも関わらず、いわゆる「登壇」をさせていることを批判した。また、室内の「戒式」には『大儀軌』『小

儀軌』の区別があるとし、『大儀軌』は伝戒用であり、『小儀軌』は衆僧への授戒用であるとしつつ、口訣を適用して、後者を在家用にも転用することを示している。既に見たように、卍山は『大儀軌』『小儀軌』について、後人の増添が多いため斥けたが、面山は別様の価値を見出していることが分かる。そして、この件については以下のようにも説示している。

○戒本別本アリ、他室ニハ、正授戒文ト、教授戒文ト、大儀軌ト、三卷ノミ傳來シテ、小儀軌ナキユヘ、大同小異尋常ノ授戒式法ニアヤマリアリ、

こちらの口訣では、『菩薩戒作法』と伝戒儀軌のみがあつて、「授戒」に用いるべき作法が伝来しないため、授戒式法に問題があるとの見解である。あるいは、授戒法については、以下の見解も知られている。

授戒作法

諸清規ニ有レドモ、正傳ノ家訓ニアラズ、ユヘニ永平祖師別ニ製セラル、室内ノ傳授ニテ、流布ニ屬セズ、傳法ノ人ハ護持ス、經論ノ旨、大概ハ余ガ撰スル大戒訣ヲ讀ムベシ、

洞門授戒會作法成立の一考察（菅原）

そこで、『仏祖正伝大戒訣』を参照してみると、巻下に「第七授受軌則」²⁴項があるけれども、こちらは諸經論の菩薩戒授受の作法について言及したのみで、本論で問題にしている洞門授戒會の現場に直接適用されるものとはいえない。

それから、先に引いた通り、面山は同じ僧侶相手の授戒であつても、伝戒と授戒とで部屋を分けるようにし、その際の作法も『大儀軌』『小儀軌』に分かれる立場であつた。ここで、改めて問題を残しておいた『戒法論』の「戒ヲ授ケ了テ受者一人ヅ、戒師ノ椅子ニ上ル」について考えてみたいのだが、この一節をそのまま採れば、複數人へ授戒が行われていたことを示すが、面山の立場では、「著椅子（または登壇）」は、伝戒のみに用いられるべき作法であつた。よつて、『戒法論』がもし面山によつて『正授戒切紙』から作成されていたとして、「伝戒作法」のみを示すものとして考えられていたとすれば、複數人へ作法を行ったことを示すことは、面山による作成を否定しないこととなる。

ところで、面山自身は以下の機会に「伝戒」されたこと

が知られている。

・癸未十一月十五日、師開戒會、余初受正傳佛戒⁷⁵

・瑞方長老入室傳戒乃既畢付偈以為證⁷⁶

前者については、面山が一七〇三年（元禄一六）に仙台泰心院八世・損翁宗益（二六四九～一七〇五）へ参じた際、損翁が開いた戒会で初めて「正傳ノ佛戒」を受けたことを示している。後者については、面山は二八歳の時に亘山の侍者となるが、その五年後（一七二五年）に亘山から伝戒されたことを示す。つまり、面山は経歴上、師家に参じた際に二回以上は「伝戒」されたのであり、特に「戒會」との関わりを考えれば、損翁から受けた作法において、四衆の区別がなされていたと考えるべきであろうか。後者については、詳細が知られず、最晩年の亘山は前年から体調を崩しており、多くの者が見舞いに來たとされる⁷⁸が、その一人が侍者だった面山であったことを知るのみである。

そして、この面山の「正授道場」批判の立場を受けたのが瞎道である。

然今時縊素男女及自陀（佗の誤記）宗信人同受之室

内室外有差品麼

答（中略）所以吾此一戒光明略有二種一在家二出家此二衆中雖有自他分戒無有自他封畔若有封畔則世之坊也若又無堤坊則戒法水溷濁流而今室内室外堤坊是即平等大慧之所致也莫錯混淆淨穢⁷⁹

瞎道については、本人が面山による但馬大用寺での授戒會に随喜していたか、門人の誰かを派遣していたのかは知られないが、どちらにしても『若州永福和尚説戒』刊行前にその説戒の内容を知っていた。その上で、面山の「正授道場」批判を受けつつ、右に引いたように、「一戒光明」において出家・在家の二衆があつて、その戒に「自他封畔」は無いとしつつも「世之坊（僧侶）」が「堤坊（堤防との掛詞）」となつて、正しく室内・室外に分けるべきだという見解に立っている。

つまり、大乘寺系の月舟―亘山系で進めた授戒會「正授道場」の「四衆登壇」確立に対して、面山は批判をしたのである。そうなると、月舟―亘山系で確立された「正授道場」における思想的根拠の有無が問われる。

因みに謂く、失は儀規有り、得は血脈有り。是に於

いてか、乃ち、永平・總持諸山古刹の室中に秘在するの式本を採りて、再び伝戒の儀規を起こす。善巧深願に、更に彼の儀規を展開して、初めて重受戒七衆一羯磨の道場を啓建す。爾自り已来、扶桑国裏一宗僧侶、並びに貴賤の男女、増長伝戒の巨益を預かるは、乃ち月・卍両祖の賜るなり。豈に慶快ならずや。

然るに又た、宜しく伝戒・授戒の儀軌同じきと雖も、其の論訛有るを参得すべし。

所謂伝戒は、室内却来の展牛、天上人間をして戒範と為さしむるの女旨なり。

所謂受戒は、初発心向去功勳、仏子をして本具妙戒を進修せしむるの活路なり。^⑩

『説戒略要』の著者は、卍山の法系に連なる玉洲大泉(智灯照玄から数えて四代の法孫)であるが、右のように伝戒と授戒とは、「論訛(標準と異なること)」とある通りで、違いがあるとしつつも、「儀軌」は同じであるといひ、それを端的に「彼の儀規(『菩薩戒作法』を指す)を展開」した「重受戒七衆一羯磨の道場」としているのである。「七衆一羯磨」であることは、例えば逆水洞流も『刹

洞門授戒会作法成立の一考察(菅原)

度周羅訣』で指摘^⑪しており、この語をもって、出家・在家に共通した伝戒・授戒の理念を打ち出し、「四衆登壇」を推し進めたものと思われる。

また、今回参照した戒会指南書を見る限り、面山系の作法で行った事例は見出せず、いわゆる月舟―卍山系の作法であった。面山は江戸時代中期最大の学僧として、様々な復古運動に取り組んだが、「授戒会」については、自らの見解を宗門一般へと広げることが出来なかつたことが理解出来る。

四、結論

本論は、洞門授戒会における「正授道場」の確立について主に検討したものである。「正授道場」は、永平道元が将来したとされる『仏祖正伝菩薩戒作法』における伝戒道場を基本としつつ、その拡張として構築されたことを示した。一部の切紙の検討から、中世において既に拡張の一端が見られる可能性を示したが、これについては更に複数の切紙等から、詳細なる検討が行われるべきであると思う。

また、近世に入り加賀大乘寺二六世の月舟宗胡によって

禅戒会（授戒会）が再興されたが、法孫達は「登壇」をもって、その勝躅を讃歎した。一方で、本来は伝戒のみに用いられるべき『菩薩戒作法』の拡大活用を批判した面山瑞方のような立場も確認した。しかし、面山の立場は階道本光という理解者を得たものの、宗門一般へと広がることはなく、結果として現代に到るまでも授戒会「正授道場」は大乗寺系の「四衆登壇」を基本とするのである。

ただし、昨今、授戒会実施の縮小が実感され、各地で授戒会を開いても、就かれる戒弟は高齢者が多いと側聞する。そうなると、「登壇」は様々な危険も伴うため、今後は敢えて「登壇」させない授戒・授脈が行われることも考えられる。または「登壇」の語を用いながらも、作法や意義を変更するという現実的な対応も検討されるべきだといえようか。

当初本論では、いわゆる「七日加行」における一々の行法も含めて考察したいと思っていたが、「正授道場」を検討するだけでも膨大な作業となったため、加行における諸作法の検討はまた別の機会に論じたいと思っている。

註

- (1) 『曹全』「禅戒」所収
- (2) 『永平寺史料全書』「禅籍篇第一卷」九五〇頁及び『全集』六・二四〇～二四二頁の『仏祖正伝菩薩戒作法』解題を参照した。
- (3) 『仏祖正伝菩薩戒作法』奥書、『全集』六・一八八頁
- (4) 『史料集成』一二頁二段参照。なお、『三祖行業記』には「受菩薩戒弟子」の記載があるが、『三大尊行状記』には見えない。
- (5) 『続曹全』「宗源補遺」六三頁上段
- (6) 『諸本対校『洞谷記』』九〇頁二段「大乘寺流布本」
- (7) この一連の経緯は、『永平寺史料全書』「禅籍篇第一卷」九五〇頁上・下段に収録された、『菩薩戒作法』の大乘寺本・總持寺本の奥書を参照した。
- (8) 『諸本対校『洞谷記』』一五頁一段「大乘寺古写本」
- (9) 『史料集成』一四〇～一五頁上段参照。
- (10) 廣瀬一九八八、『禅宗地方展開史の研究』四二四～四二五頁参照。
- (11) 筑摩書房版『道元禅師全集』下巻・二七五頁脚注参照。
- (12) 『諸本対校『洞谷記』』六四頁一段「大乘寺古写本」
- (13) 『諸本対校『洞谷記』』七〇頁一段「大乘寺古写本」
- (14) 『諸本対校『洞谷記』』七一頁一段「大乘寺古写本」

(15) 『統曹全』「清規」(八〇九頁)所収の『瑩山紹瑾禪師喪記』では瑩山に対して、「知事比丘」の肩書きで尊道が、「嗣紹法友比丘」の肩書きで素溪(祖溪)が、それぞれ祭文を奉っている。

(16) 『統曹全』「室中補遺」所収の大乗寺蔵『出家略作法文』は、永平寺所蔵本を大乗寺一四世・虎室春策が一六〇二年に書写した、道元系の出家得度の作法書である。

(17) 『大正蔵』卷八一・六七六頁c段〜六七八頁a段参照。

(18) 万光の事跡及び『血脈法式』については、菅原二〇一九を参照されたい。

(19) 『血脈法式』は大乗寺所蔵本を底本にした、『統曹全』「禪戒」一二五〜一三一頁参照。

(20) 『戒法論』奥書は、『面山雜誌』所収本(二二三丁裏〜二四丁表)を参照した。

(21) 『曹全』「解題」一二六頁上〜中段参照。

(22) 『曹全』「解題」一二六頁上段参照。

(23) 『曹全』「解題」二六四頁上〜中段参照。

(24) 『曹全』「室中」一九五頁下段参照。

(25) 『面山瑞方逸録』卷七「和愚白力生雪韻」、『統曹全』「語録」二六八頁下段参照。

(26) 愚白力生に関する事跡は、「永福会」事務局に確認した。

(27) 『曹全』「大系譜」三七二頁b段参照。

(28) 『面山雜誌』二二丁裏、『曹全』「室中」一七七頁上段。

洞門授戒会作法成立の一考察(菅原)

なお、『曹全』「室中」で「羅上下」は、「蓋四維上下」となり、そちらが正確であろう。

(29) 『面山雜誌』二二丁裏、『曹全』「室中」一七三頁上段。

(30) 『曹全』「室中」一八四頁下段参照。面山は、伝戒と授戒の作法を別に行うことを主張し、伝戒の作法である『大儀軌』「菩薩戒作法」相当か』でもって、在家の男女にまで登壇を許すことの非を主張した。詳細は本文参照。

(31) 石川『禅宗相伝資料の研究』下巻・五九一頁参照。

(32) 同右・六三七頁参照。

(33) 『曹全』「拾遺」五三四頁参照。

(34) 『曹全』「室中」二二二頁下段、『面山雜誌』五二丁裏〜五三丁表参照。

(35) 『曹全』「禪戒」二頁上段、『面山雜誌』二二三丁裏参照。

(36) 『曹全』「語録三」八三一頁上段、『年譜』「宝曆八年戊寅・面山七六歳」項を参照。

(37) 『曹全』「語録三」八三三頁上〜下段、『年譜』「明和六年己丑・面山八七歳」項を参照。

(38) 『曹全』(室中)一七三頁上段参照。なお、『正授戒切紙』では、「松枝香水乳水」(四丁表)の三種とするが、内容は同じ。

(39) 『曹全』「室中」一七三頁下段〜一七四頁上段参照。『正授戒切紙』では二丁裏〜三丁表に該当。

(40) 『面山雜誌』二二丁裏、『曹全』「禪戒」二二頁上段参照。

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

- (41) 廣瀬二〇二aを参照し、含まれないことを確認した。
- (42) 廣瀬二〇二b参照。
- (43) 田島一九三五と『授戒会の研究』三〇七頁及び『道元思想のあゆみ3』所収の鏡島元隆「総論」（一四頁）や成河峰雄「月舟」（三七九頁）などを参照した。
- (44) 「完成戒徒」は『月舟遺録』下巻、「曹全」「語録二」三〇頁上段、「授戒因示徒」は『月舟宗胡遺録拾遺』（『続曹全』「語録二」一七二頁下段〜一七二頁上段）をそれぞれ参照した。
- (45) 『菟書大成』巻二〇・七五二頁下段参照。
- (46) 『対客閑話』、『菟書大成』巻二〇・七三二頁下段〜七三三頁上段参照。原典の訓点に従って訓読。
- (47) 正高寺本『禅戒游刃』（『駒澤大学仏教学部論集』一〇・一三七頁）を引用した。『曹全』「禅戒」であれば、三三三頁上〜下段に相当。
- (48) 「西來家訓」、『徳翁高禅師御録』下巻所収、『曹全』「語録三」二四頁下段
- (49) 『邦訳 日葡辞書』四九〇頁参照。
- (50) 『授戒會侍者暨直壇指南』、『曹全』「清規」八〇〇頁下段〜八〇一頁上段
- (51) 本来の『菩薩戒作法』に「登壇」の語は用いられない。『菩薩戒作法』では十六条戒の伝戒が行われた後で、和尙（戒師）が蓮華台（椅子）から下り、教授師の「須著椅子」
- （『全集』六・一八〇頁）の指示で受者が椅子に著く。よって、厳密に言えば、「著椅子」と「登壇」とは分けて用いられるべきだといえる。なお、本文中で確認したように、卍山系の学僧が月舟による禅戒会再興の勝躰を讃える際に「登壇」を用いている。
- (52) 『授戒會侍者暨直壇指南』、『曹全』「清規」八〇一頁上段
- (53) 『伝戒受道場莊嚴法』九丁表、『続曹全』「清規」四九〇頁下段〜四九一頁上段
- (54) 『続曹全』「清規」所収本は『伝戒受道場莊嚴法』であり、筆者所持の写本は『伝戒受道場莊嚴法』となっており、本来は前者の名称が正しく、筆者所持の写本は「戒」が脱字していると思われる。
- (55) 『曹全』「解題」四六六頁上段参照。
- (56) 『続曹全』「禅戒」所収
- (57) 『令和元年次』曹洞宗宗制「曹洞宗布教化規程・第五章 授戒会」二五八九頁参照。
- (58) 『昭和改訂曹洞宗行持軌範』二六三頁参照。
- (59) 『昭和改訂曹洞宗行持軌範』二六三頁参照。
- (60) 『昭和十七年版』曹洞宗宗制「一六三〜一六四頁参照。
- (61) 『大圓玄致禪師總持住山年譜』、『大圓玄致禪師語録』「別巻」所収、参照。
- (62) 『曹洞宗両本山布達全書』明治六年二丁表参照。
- (63) 『曹洞宗務局普達全書』明治一〇年二丁表参照。

- (64) 『現行曹洞宗制法規類纂』四七七頁参照。
- (65) 授戒会における四種類の戒(血脈)の分類や定義は、直翁梅指『授戒会式』「四通血脈授法ノコト」項(『統曹全』「禪戒」三八三頁下段〜三八四頁上段)を参照した。また、『道元禪師世俗血脈授与因縁』話では、「長老分上の伝戒」「受者自身で受ける授戒」「他人のための代戒」「他人のために「血脈」を受ける因縁戒」という分類を提示している(『十六條之因縁』一五丁表)。
- (66) 『統曹全』「禪戒」三八四頁上段参照。
- (67) 『瑞光隱之和尚年譜』享保一四年(一七二九)項、『曹全』「史伝(下)」四五〇頁上段参照。
- (68) 『直檀寮指南記 戒会用心』、『伝戒受道場莊嚴法』一四丁表〜裏
- (69) 『授戒会の研究』三五三〜三五四頁参照。
- (70) 『若州永福和尚説戒』坤卷「加行ノ因縁」頁、『曹全』「禪戒」一七四頁上〜下段参照。
- (71) 『大正蔵』卷二四・一〇〇八頁b段参照。
- (72) 『伝法室内密示聞記』、『曹全』「室中」一七七頁上段参照。
- (73) 『洞上僧堂清規行法鈔』卷五「別行法式十八條」、『曹全』「清規」二〇四頁下段〜二〇五頁上段参照。
- (74) 『仏祖正伝大戒訣』卷下「第七授受軌則」項、『曹全』「禪戒」一一〇頁下段〜一二三頁上段参照。なお、本書への

洞門授戒会作法成立の一考察(菅原)

批判を受けて編まれた『仏祖正伝大戒訣或問』には、「七衆混乱ノ難(第十九)」が見えるが、「正授道場」への直接の言及は見られない。

(75) 『奥州損翁老人見聞宝永記』、『統曹全』「法語」四一九頁下段参照。

(76) 『卍山道白(正徳乙未)法語』、二〇一九年九月に永福庵内にて発見された新出資料であり、面山が卍山から「無休」という号を授与され、伝戒されたことを示す。内容の詳細は、令和二年度『永福会報』所収の拙論を参照されたい。

(77) 『永福開山面山和尚年譜』「宝暦七年庚寅 師二十八歳」項、『曹全』「語録三」八二三頁上段参照。

(78) 『鷹峯和尚年譜』「正徳五年乙未 師八十歳」項、『曹全』「語録二」九三二頁下段

(79) 『禪戒口訣或問』一六丁表〜裏参照。なお、菅原二〇一八も参照されたい。

(80) 『説戒略要』、『曹全』「禪戒」四七八頁下段参照。

(81) 『剃度周羅訣』、『統曹全』「禪戒」一四五頁下段参照。

参考資料

〈一次資料〉

・『佛祖正傳菩薩戒作法大儀記』愛知学院大学図書館情報センター所蔵・禅研究所配架(請求番号・189/100/66)

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

- ・『十六條之因縁』愛知学院大学図書館情報センター所蔵・禅研究所配架（請求番号・188.8/02824）
- ・『禅戒口訣或問』愛知学院大学図書館情報センター所蔵・禅研究所配架（請求番号・188.8/02855）
- ・『禁他用 戒會中指南記』愛知学院大学図書館情報センター所蔵・禅研究所配架（請求番号・188.8/02899）
- ・『戸羅會中内口傳』愛知学院大学図書館情報センター所蔵・禅研究所配架（請求番号・188.8/02900）
- ・大忍国仙『直壇指南』三重県東雲寺所蔵
- ・『面山古伏雜誌』愛知学院大学図書館情報センター所蔵・禅研究所配架（請求番号・188.3/02943）
- ・角雲玄麟書写『出家略作法文』駒澤大学図書館所蔵（請求番号・188.86/56）・電子貴重図書（レコードID・YA0002006001）
- ・『伝戒受道場莊嚴法』菅原研州所持（書写年次不明）
- ・『曹洞宗全書』『続曹洞宗全書』（ともに曹洞宗宗務庁）を参照。引用時には『曹全』『続曹全』『○○』○○頁○段とし、巻号と頁数のみで略記している。一々断らないが、一部引用文は筆者が訓読した。
- ・永平道元の著作は主として春秋社『道元禅師全集』（全七巻）を参照。引用時には『全集○○』○○頁とし、巻号と頁数のみで略記している。
- ・大久保道舟編『道元禅師全集（上下巻）』筑摩書房・一九七〇年
- ・『永平正法眼蔵菟書大成』（大修館書店）を参照。引用時には『菟書大成』巻○○・○○頁とし、巻号と頁数のみで略記した。
- ・『大正新修大藏經』を参照。引用に際しては、『大正藏』巻○○・○○頁と略記して巻数・頁数を示し、段数をアルファベットで末尾に付した。
- ・青龍宗二翻刻『正高寺本『禅戒游刃』、『駒澤大学仏教学部論集』一〇・一九七九年
- ・土井忠生訳著『邦訳 日葡辞書』岩波書店・一九八〇年、永平寺史料全書編纂委員会編『永平寺史料全書』『禅籍篇第一巻』吉川弘文館・二〇〇四年
- ・吉田道興編著『道元禅師伝記史料集成』（あるむ・二〇一四年）を参照した。引用時には『史料集成』とし、頁数・段数のみで略記した。
- ・東隆眞監修・洞谷記研究会編『諸本対校 瑩山禅師『洞谷記』（春秋社・二〇一五年）を参照した。引用時には『諸本対校『洞谷記』』とし、頁数・段数のみで略記した。
- ・曹洞宗宗務庁編『昭和改訂曹洞宗行持軌範』昭和五年
- ・大円玄致禅師語録刊行会編『大圓玄致禅師語録（天・地・人・別巻）』昭和七年
- ・曹洞宗務局編『曹洞宗両本山布達全書』明治六年度
- ・曹洞宗務局編『曹洞宗務局普達全書』明治一〇年度
- ・曹洞宗務院編『現行曹洞宗宗制法規類纂』鴻盟社・大正七年

・曹洞宗宗務庁編『曹洞宗宗制』昭和一七年度版及び本論執筆時版を参照。

〈二次資料〉

- ・田島柏堂「洞上戸羅会の成立とその展開」、駒澤大学実践宗乗研究会年報「三・一九三五年、田島一九三五
- ・松井昭典「授戒会の成立とその伝道史上における意義」、『教化研修』八・一九六五年
- ・曹洞宗宗務庁『授戒会の研究』一九八五年
- ・廣瀬良弘「中世禅僧と授戒会―愛知県知多郡乾坤院蔵「血脉衆」「小師帳」の分析を中心として―」、『禅宗地方展開史の研究』（吉川弘文館・一九八八年）所収、廣瀬一九八八
- ・曹洞宗宗学研究所編著『道元思想のあゆみ3』（吉川弘文館・一九九三年）
- ・石川力山『禅宗相伝資料の研究（上下巻）』法蔵館・二〇〇一年
- ・佐久間賢祐「日本曹洞宗初期禅戒の相承について」、『印度學佛教学研究』五七（二）・二〇〇九年、佐久間二〇〇九
- ・廣瀬良文「大乘寺本「百二十通切紙」の考察と翻刻（一）―卍山道白編纂の禅宗相伝書―」、駒澤大学大学院仏教研究会年報「四五・二〇一二年五月、廣瀬二〇一二a
- ・廣瀬良文「卍山道白の切紙編纂とその周辺―「高祖」顕彰と宗統復古―」、駒澤大学仏教学部論集「四三・二〇一二年一

洞門授戒会作法成立の一考察（菅原）

〇月、廣瀬二〇一二b

- ・菅原研州「瞎道本光『禅戒口訣或問』の研究」、『愛知学院大学禅研究所紀要』四六・二〇一八年三月、菅原二〇一八
- ・菅原研州「萬光道輝の研究」、『愛知学院大学禅研究所紀要』四七・二〇一九年三月、菅原二〇一九

謝辞

・大忍国仙禅師真筆『直壇指南』については、二〇一八年度末に行われた禅研究所の資料調査で閲覧・撮影等を行いました。資料の収集・利用についてご協力・ご理解を下さった三重県津市・東雲寺様に御礼申し上げます。
・面山瑞方禅師に係る事績の調査にご協力いただいた面山禅師讃仰「永福会」事務局様に対し、御礼申し上げます。

【翻刻資料】『拜問正授戒之切紙』

※凡例

- ・この資料は、愛知学院大学図書館情報センター所蔵・禪研究所配架『佛祖正傳菩薩戒作法大儀記』所収の『拜問正授戒之切紙』全編を翻刻したものである。
- ・翻刻時の行数・字数などは原典に従った。
- ・字体は概ね原典に従ったが、類似した字体で表現した場合もある。
- ・問答体であるため、応答部分の「師云」等の上を一字空けた。
- ・虫損などで判別不能の場合は■で示した。

【1才】

△拜問正授戒之切紙

- 拜問受戒之時最初入道場和尚教授二人當面三拜如何 師云戒壇中臺安置三師偏中正也此三即一時境智冥合和尚与教授相礼和合礼也冥合也此時戒師受者戒法共合體也佛々相傳戒法生佛一如冥合智故戒壇拜也○拜問請戒如何

【翻刻資料】『面山古伏雜誌』所収『梅山和尚戒法論』

※凡例

- ・この資料は、愛知学院大学図書館情報センター所蔵・禪研究所配架『面山古伏雜誌』所収の『梅山和尚戒法論』全編を翻刻したものである。
- ・上段に掲載した『拜問正授戒之作法』と対照させるため行間を調整した。
- ・翻刻時の行数・字数などは原典に従った。また、丁数は原本の全体の数字である。
- ・字体は概ね原典に従ったが、類似した字体で表現した場合もある。
- ・問答体であるため、応答部分の「師云」等の上を一字空けた。

【21才】

梅山和尚戒法論

- 拜問受戒之時最初入道場和尚ト教授ト二人當面二三拜スルト如何 師曰ク戒壇中安置ス三牌正偏中也此ノ三即チ一時二境智冥合ス和尚與教授相對スルハ和合拜ナリ冥合ト云ハ此ノ時キ戒師ト受者ト戒法ト共ニ合躰ナリ佛々相傳ノ戒法ハ生佛一如ノ冥合智ナリ

師云請戒者和尚入道場受者悉皆入受者願心

影現故謂受者請戒又和尚請戒者受者道場戒法

和尚傳來相兼ヨリ影現故和尚請戒云へり○拜問椅

【1ウ】

子上懸蓮蓋者○椅子此問聖子有敷即蓮也又導師ヲ游泥蓮華

喻言蓮華泥中アリテ游泥ソミケカレサルカ如ク戒師迷妄

衆生中アツテ説法度生椅子テ蓮花ノ游泥ケカレサルノ

觀ヲナスベシ天蓋下向蓮花也覆四絳上下也生佛一如

圓具謂也一切衆生昇上位到時蓮花上向蓮花也

一切衆生本有諸佛頂額上也其時ハ蓮花ハ上エ向ノ

蓮花也不動ノ頂蓮花此謂也椅子即上向蓮花也

○拜問四壁紅縵如何 師云四壁紅縵者地水火風

空也五形圍繞形也紅縵ニ必ホコロビヲ用夏ハ空假ヲ

【2オ】

表也又云佛四部ノ弟子是五形也又云五位圓具道場

ナル故ニ是ヲ謂五形圍達道場縁起常住法故生佛

一如謂也○拜問受戒道場ニ四人衆會アルヘク候歟 師云

突四人衆會者導師盧舍那佛也教授師文殊參

頭普賢受者都合四人也○拜問和尚教授引受者三

匝如何 師云初度者戒壇結定謂也へ名目可尋申縁起常住法故

也〕第

洞門授戒會作法成立の一考察（菅原）

故ニ拜戒壇矣

【21ウ】

拜問ス椅子上ニ懸蓮花蓋如何 師曰ク椅子ハ即チ蓮花ナリ又夕

導師ハ喻ク游泥蓮花也リ言蓮華生於泥中ニ穢レザル可作

觀テ天蓋ハ下向ノ之蓮華也覆四維上下也リ生佛一如円具

ノ謂也衆生昇上位到時蓮華ハ上向ノ蓮花ナリ一切衆生之本有ハ

諸佛ノ頂額上也其時ノ蓮花ハ上向之蓮也

蜜示聞記ニ天蓋ハ羅恐羅ノ字上下生佛一如具足円滿之謂也

拜問ス四壁ノ紅縵ハ如何 師曰ク四壁紅縵ハ地水火風空也

五形圍繞ノ形チ也リ紅縵必綻ヒテ用ユルヲハ空假ヲ表スル也

又夕云ク佛四部ノ弟子是等五形也又夕云ク五位圓具ノ道場

【22オ】

也故ニ是ヲ謂五形圍繞道場縁起常住ノ法故生佛一如ノ謂也

洞門授戒會作法成立の一考察（菅原）

二度者紅幔等ヲ引ノ謂也（名目可有智行斷感也）言生佛ヲ隔テ分テリ

無戒者ヲ隔斷謂也得戒者内無戒者外也即内弟子是也三度者言智同行足謂也○拜問三匝問佛陀耶

【2ウ】

文ヲ誦如何 師云佛陀耶毘盧舍那達磨耶盧舍

那僧伽耶應身釈迦言三身佛請スル謂也○拜問第

二法次三匝如何 師云誦文雖異位同前也○第三次三匝

都合三九位也九位三寶ヲ表ス又第三番ノ三匝ヲ一匝

スル義也所謂洞谷開山御在世受者之人數許多ナルニ

依テ也但畧スル儀ニハアラズ一即三ナル故也如此時前後七

匝也是即九匝之謂也續松ヲ七所タバヌル亶ハ此一連ヲ

表スル謂也一匝ヲ一戒ニアテ九匝九戒也九八十也三十也故ニ

三千威儀僧ノ戒律也立花松竹梅ノ三種也今殊松

【3オ】

立亶八年來立ツケタル間筈也若無松世界ナラバ或梅或

竹ヲモ立不定是モ天地人ノ三様ヲ表セリ言天地人ノ三種ヲ

置亶生佛二途ノ間ニ中位ヲ置謂也若無中位生佛ヲ一如

ニ接スルコトナシ筈問天地人ノ三様ヲ表セリ花瓶ヲ中虚ノ三

柳ヲ接入セリ○拜問續松如何 師云續松者佛東方萬

八千世界ヲ眉間ノ白毫光ヲ以被照謂也故戒師東方

拜問三匝ノ間夕謂佛陀耶ノ文如何 師曰ク佛陀耶（毘盧舍那）達磨

耶（盧舍那）僧伽耶（應身釈迦）言フハ三身佛ヲ請スル謂也

立花者松竹梅之三種ナリ今殊ニ松ヲ立ルヘ八年來立チツケタル故ニ然也若シ無キ世界ナラバ梅或ハ竹ヲ立ツルモ不妨ケ

續松如何 師曰ク續松者佛眉間ノ白毫照東方萬八千世界謂也戒師向東方受者東方ニ顯現セリ

向受者東方顯現セリ 御筆也

○拜問灑水順逆如何 師云天闕地軸謂也丑寅隅ヨリ
順ニ向テ進歩スルハ地軸ナリ逆ニ退歩スルハ天闕謂也天地人云

【3ウ】

時順逆間ニコモレリ和尚モ受者モ皆天地間ニ居セル人也如此時
天地人ノ三柳ヲ撰得スル也三即皈一此三柳ヲ一戒體ニ成就
スル謂也 酒水ヲ丑寅ヨリ始ヌ丑寅者大極卦也世界
起初大極ヨリ始也布薩ノ酒水未申ヨリ始也言世界起
上有佛下有衆生定時上ヨリ下ヲ化スル時如此待時アリ

○拜問椅子酒水如何 師云和尚自頂ニ洒スルヌ自皈スル謂
也出入ヲ自在スル謂也和尚ヨリ流出底ノ智水也又是ヲ自頂
洒スルヌハ次ノ受者ニソ、クヌハ三毒ヲ澡浴ノ純一清淨ナラシ
ム

謂也次右次左ニソ、ク是十方諸佛菩薩ニソ、キテ一順清

【4オ】

淨ナラシメテ其後枝ヲ血水ニ合テ佛衆生ヲ和合セシムル也血
水者酒瓶ノ水也酒瓶ニ三種ノ物ヲ入タリ所謂松枝香水
乳水也天地人ヲ和合セシムル謂也此時戒體成就スル也此時
諸佛血氣与衆生血氣和合スル也其後戒文ヲ評スル時三
歸ノ分ハ持也否也トハ云ハス和尚即南無皈依佛ト誦レバ受
者即南無皈依佛ト誦是即羯磨也評スルニ順ス三皈者

洞門授戒會作法成立の一考察（菅原）

拜問ス洒水順逆スルヲ如何 師曰ク天闕地軸ノ謂也リ

拜問ス和尚椅子ニシテ酒水ス如何 師曰ク和尚自ラ酒水スル
【22ウ】

自ニ皈スル謂也リ出入自在スル謂也リ和尚ヨリ流出底智水也
又タ此ヲ自ラノ頂ニ洒キ次ニ受者ニ洒クヲハ三毒ヲ澡浴シテ
純一清淨ナラシムル謂也（云々） 蜜示聞記云順逆ノ訣ハ天闕地
軸天ハ左旋

地ハ右旋師資トモニ天地ノ間ニ居ス天地人ノ三種ナリ三即チ一
即三此ノ時キ生佛一如ナリ

三皈ノ分ハ持ヤ否ト云ハス和尚即南無皈依佛ト誦ヌレバ受者即南
無皈依

佛ト謂フ是即羯磨也許スニ三皈ト云ハ三聚ニ無三三寶一僧也是ヲ

洞門授戒會作法成立の一考察（菅原）

三聚無三三寶一僧是ヲ皈依ノ相稱ズト云エリ言此三皈ハ性徳ノ羯磨也諸戒此性徳ノ羯磨ヨリ出生ス○三聚淨戒分ニテハ此叟能持也否也ト云是叟戒ノ羯磨也○十重禁戒ノ分ニ

【4ウ】

テハ此戒能持否ト云エリ事戒理共性徳戒ヨリ出生スル謂也三皈戒ヲ誦上テ受者ヲ戒内ノ人トナシテ理叟戒ヲ授也三皈戒者事理ヲ超越セル一段風流也不取正戒相亦無邪念心是ヲ名清淨那一段風流也又云六外ノ内ハ皆那戒也六外ノ外ト云ハ正也六外ノ一句ト云ハ清淨也又云持戒爲平地禪定爲屋宅生智惠光次第得明照言持戒禪定ノ二問・超越ノ得明照底清淨戒ト云エリ明照

（門の誤記か）

ト云エルモ這一段風流也應底ヲ認テ一段之風流トス大錯也故ニ云癡人喚爲本來人云戒ヲ評了ノ受者一

【5オ】

人ヲ椅子ニ上ス是ハ戒ヲ受得受者戒トヒトシク成ルノ謂也盧舍那ト位ヲヒトシクス梵間和尚モ受者二問訊ス極深ナルベシ異説云大展三拜ハ或ハ速礼三拜トモ云エリ受者ハ從因至果ノ戒杭也和尚從果向因戒杭也戒法ハ無果無因ノ戒機也三皈ハ從佛口生從法化生羯磨也○拜問洒水繞行時三步半スルハ三步ハ三即一ノ謂也キ 師云不焚半歩即

皈依
之相ト稱ズト云ヘリ言フ此ノ三皈ハ性徳ノ羯磨也諸ノ戒此ノ性徳ノ羯磨ヨリ出生ス（云々）

戒ヲ授ケ了テ受者一人ツ、戒師ノ椅子ニ上ス是レハ戒ヲ受得シテ受者ト戒師ト等ク成ル謂也盧舍那ト位ヲ等クスル然ル間和尚モ受者

【23オ】

二問訊スルノ極テ可深受者ハ從因至果ノ戒機也和尚ハ從果向因之戒機也戒法ハ無果無因戒機也故ニ三皈ハ從佛口生從法化生スルノ羯磨也

一謂也總三歩半ノ心ハイツレニモ不依謂也衆生内性徳戒法也外凡夫ノ戒法也故ニ脩徳スル也

○拜問在家人受戒到出日重テ評儀如何 師云在家

【5ウ】

ニテ授クルハ優婆塞ノ位也今剃髮スルハ沙弥ノ位也或作

僧スル時評戒アル以前ノ戒評起謂也必此儀アルヘシ最

後一結謂之周羅唯乃能斷之我今除去之汝許也

否答曰許ノ字トハ評ノ字ト同意也受者方ヨリ評セル

謂也評字評戒ニ頂ス持也否也受者持ト云ニ同義也

三世諸佛口掛壁上尚有一人呵々大笑識得此人

一生參學夏畢一人大笑底人即清淨戒ナルヘシ那一人ヲ指

正戒邪戒必竟ノ邪戒也毘尼正邪戒アルヘシ○垂示云戒ノ儀

記法則三種義アリ一華嚴會ニ法華會ニ通用説

【6オ】

也 垂示云龍天善神受戒ノ時酒瓶ヲ別所ニ安在ス水影

ヲ神ト云エリ言ハ天目ハ體也水月ハ神也斷園斷受戒出家

ノ名目也禪門義ニ相似セリ雖筵義ニヨツテ少キタガイメアリ又

云

受字授字差意アリト也 可拜問 ○垂示云律梵網

律遺教律ノ二門アリ是八相共梵網律也又法華戒

アリ灵山虚空ヲ爲戒場接本迹内門機ヲ説法華

洞門授戒會作法成立の一考察（菅原）

洞門授戒會作法成立の一考察（菅原）

一乗妙戒ヲ総ノ戒経ト云ク此二種ヲ云エリ梵網律ハ諸會ニ
■リテ通用セリ佛道門ヲ行スルニ先ツ戒儀ヲ置クコト戒ヲ
犯ンハ法度不定無法度座位不定座位不定諸會開夏

【6ウ】

不誑遺教律者説法涅槃會説也雖然諸會含メリ遺教經

■心在定故能知世間生滅法相此經大意也畫又智畫名

同時畫ノヨメリ諸會ニヲヨホス義歟可拜問者云云

畫

垂示曰實際理地不受一塵者露柱ニ端的スル正當

也雖突恁広此地ヲ十分ト證スルハ道ニアラズナリ此地ヲ一超ノ

活機ヲ弄ル分ニナラスンバ不可許可 拜問周羅一結如何

師云周羅梵語此曰中髮言ハ頂上ノ輪ノマワリタル処也圓

相ヲ謂也人形ハ豎五尺横五尺圓形也此五尺圓形ヲ

【7オ】

頂上ノ圓形ニ悉ツクセリ是即圓相也此義可秘密々室之

大事口傳也告問アリ古尊宿ノ問也 拜問剃髮ノ時剃刀ヲ

アツル夏何方ヨリ始又度数幾クソ也 師云當人ノ先頂上ノ

中央次ニ左次右也剃刀ノ度数ハ中央ニ七度左邊七度右

邊七度都合廿一度也言ハ人頭ニ七竅アリ謂両目両

耳両鼻口都合七竅也七竅ヲ三度ツ、ソレバ三七廿一也

七竅ヲソルハ全身ヲソルノ謂也言ハ一頭上即全身ノ謂也中

拜問周羅一結如何 師曰周羅ハ梵語此ニ云中髮言フ頂上ノ輪ノマ
ハリ

タル処ナリ円相ヲ謂也人形豎五尺ナレバ横モ五尺ノ圓形ヲ頂上ノ

円

形ニ悉ク畫セリ是レ即チ円相ナリ此義可秘ス室中大事ノ口訣

也

央ノ分ニ出家文三偈ヲ一辺誦ス又後ノ最後一結ノ
時モ如先度三七廿一也偈文ノ誦スル度モ如前周羅一

【7ウ】

結ヲワル時廿一度ソリ了テ頂上ノ中央ヨリ額エクダリ至
テ剃刀ヲ引下是斗柄カ星柄ノ轉ト云エリ言人髮
星也 拜問髮ヲ星ト名ル度ハ凡地ニテハイワレズ既出
家ヲ成了後可示敷 師云出家已後ノコトハリ凡地ノ
コトニテハアラス言星柄者轉凡入聖ノ佛地ニ光輝ヲ發起ス謂
也周羅一結ハ自家ニモ知人少レ也此拜問書於向後不可容易
者也云云

前大乘徹堂神通和尚御真筆謹拜寫之焼香九拜

洞門授戒會作法成立の一考察（菅原）

周羅一結自家ニモ知人希也容易ニ不可及他ニ

【23ウ】

越前國於龍澤寺梅山和尚御真筆ニテ焚香謹拜寫

明峰和尚モ嫡々相業ス一師二師之事戒法傳授之時キ用一師二
師之両様也其二師者一者教授師二者戒師也其教授先於外之道
場可教授受戒之作法并口訣等也次授戒師正授正戒并血脉其時
教授師於内之道場壇之東方設坐是為證戒是叢林一様
也一師ト云ハ戒師一人於外之道場教授次ニ入内ノ道場登壇受戒也
宋朝ノ禪院雖所用両儀一師之義猶以為勝所以者初祖達磨
傳二祖之時只一師而已于時二祖請云骨相已換フ戒相豈不然乎願
授佛祖正戒（云々）其時宗門無寺仍テ寓住少林寺只居佛殿之廊

【24才】

面壁于時初祖示云汝夜半無人時可來東廊（云々）仍テ初夜後於少林寺佛殿東廊唯一人傳授之于時道具等全無只敷二祖袈裟師坐而授耳借佛前燈明而用之此一大事全不許記錄唯テ面授口訣來也故非正義傳授之人者遂不得知矣今於東廊借用佛燈是即便擬彼芳躅者也其後六代傳法受戒只一師也初祖西來不持經卷只乃將來者佛衣并此血脉戒法而已所授則梵網十戒羅什之所傳三聚淨戒并梵網戒品也故共是大乘戒也血脉雖異戒體是一也相傳事西天二十八代嫡々相兼將來初祖傳二祖其旨秘也不可啻筆跡只面授口訣而已其後祖々傳即

【24ウ】

今至這裡儀式（維時文曆二（乙未）年八月中五日夜半記右者備中小田郡艸壁庄横谷邑舟木山洞松寺之秘書開山者如中闇和尚

二世喜山讚和尚三世花林繁和尚也皆秘而相傳矣于時明和六（己丑）十一月因愚白

和尚焚香恭拜書